

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(5-30)

2. 日付

令和4年10月27日(木) 13時30分~15時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、
内海安全審査官、鈴木安全審査専門職

原子燃料工業株式会社

伊藤取締役執行役員 他11名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1: H-22104-1 熊取事業所第5次設工認(5回目補正)
コメント対応整理表(R4/10/27)

資料2: H-22111 第5次設工認 第6回目補正変更箇所

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|---|
| 0:00:03 | 規制庁ウツミですとただいま、録音の方をはじめ返しました。 |
| 0:00:08 | では定刻になりましたので本日の面談の方始めさせていただきます。本日の面談は、 |
| 0:00:14 | 令和3年2月15日付で申請がありました、熊取事業所の第5次施行につきまして資料等をもとに、確認を進めるものでございます。 |
| 0:00:25 | それでは事業者の方から説明の方、よろしく申し上げます。 |
| 0:00:31 | はい原子燃料工業フジワラでございます。それではですね資料二つにつきましてご説明させていただきます。 |
| 0:00:40 | まず資料はですね、H-2104-1、第5次設工認コメント対応整理表というものとですね、H2111の |
| 0:00:52 | 第5次設工認第6回目補正変更箇所というものがございます。 |
| 0:00:58 | まず最初の方のコメント対応整理表でございますが、これは |
| 0:01:03 | 今回ですね面談7月8月に面談していただきました時のですねコメントを、 |
| 0:01:11 | 回答したものでございましてその中でですね今回の補正箇所につきまして、どこで補正したかという記載をしておりますが、こちらにつきましてはですね、もう一つの資料の方にも盛り込んでおりますので、 |
| 0:01:25 | そちらの方をですねH2111を用いてですね、変更箇所、 |
| 0:01:31 | 全体のご説明をさせていただきたいと思えます。 |
| 0:01:35 | こちらの資料ですね、1から31までですね、それで変更内容、分けておりまして、こちらについて |
| 0:01:45 | ご説明させていただきたいと思えます。 |
| 0:01:48 | まず一つ目でございますが、こちらはですね、アンカーボルトの仕様の記載の誤りを適正化したものでございまして、20ヶ所ございます。こちらにつきましてはですね最後にもう一度ですね、 |
| 0:02:02 | ちょっと詳細にご説明させていただきたいと思えますので、2番以降にご説明させていただきます。 |
| 0:02:10 | 2番以降もですね面談の指摘事項についてはですねこの変更内容の中で括弧書きでそれぞれ紐付けしてございます。 |
| 0:02:22 | まず2番目の方でございますが、これ複数の機器から成る設備につきましてですね、こういう振動数の表記、 |
| 0:02:30 | をですね適正化したものでございます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:02:34 | 次三つ目でございますが、3番目ですね、No.3こちらにつきましてですね、 |
| 0:02:39 | 建物内の機器配置の配置図においてですね、機器の方ではなくてですね、建物がちょっと |
| 0:02:49 | 図をですね適正化したものでございます。 |
| 0:02:54 | 次めくっていただきまして2ページ目でございます。ナンバー4。この変更箇所はですね仕様表中のですね、人数の記載をですね、適切 |
| 0:03:07 | だ。 |
| 0:03:08 | 変更でございます。 |
| 0:03:09 | 5番目につきましてはですね、竜巻の設計仕様の説明文の中にですね短期許容荷重という記載がございますが、こちらの、 |
| 0:03:19 | 記載をですねちょっと明確にした地域でございます。 |
| 0:03:25 | 六つ目、ナンバー6でございますが、こちらはですね、第1廃棄物貯蔵棟のですね、敷地内竹林の離隔距離の値をですね、 |
| 0:03:36 | 見直した変更でございます。 |
| 0:03:39 | 7、7番目でございますが、こちらはですね溢水対策の遮水盤、防水カバー、これのですね使い分け。 |
| 0:03:50 | を明確にした変更でございます。 |
| 0:03:53 | 8番目はですね、これ |
| 0:03:55 | 表記2H-1- - - -井がですね間違っておりましたので適正化しております。 |
| 0:04:05 | 9番目はですね、柱梁でですねこれ。 |
| 0:04:09 | ガダイに対してはですねちょっと課題と書くように明確にし、変更しておりました内容でございます。 |
| 0:04:17 | 10番目はですね仕様表の中でですね、余分な行があったものを、修正したものでございます。 |
| 0:04:27 | 11番はですねこれは |
| 0:04:30 | 図面上のですね、配管の線ですねこれを少し太くして、判別しやすいように、明確し明確化した内容でございます。 |
| 0:04:42 | 12番目につきましてはですね、これは添付書類の2でですね、いわゆる星取表と我々呼んでおりますが、臨界に関しまして、 |
| 0:04:52 | この委員会、核的制限値の変更を行った設備につきましてですね、この一重丸から二重丸に、ちょっと整理をし直したものでございます。 |
| 0:05:04 | 次めくっていただきまして3ページ目でございます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:05:07 | こちら 13 番目 14 番目ですが、これは附属書類の中の誤記を審査にし、 |
| 0:05:17 | 直接影響しないような動きの部分でございますが、2ヶ所、それぞれ1ヶ所それぞれ変更しております。 |
| 0:05:24 | 15 番目につきましてはですね、こちらは、 |
| 0:05:28 | 認可を終えていない設備の、 |
| 0:05:31 | ホストリヒョウ、こちらは一重丸から二重丸に整理をし直したものでございます。 |
| 0:05:39 | 16 番目につきましてはですね、こちらも同じように、非常用発電設備につきましてはですね整理をストーリー表の整理を見直した変更でございます。 |
| 0:05:51 | 次 17 番目と、次の 10、4 ページ目の 18 番目でございます。これ改造内容の記載をですね適正化したものでございまして、文中のですね |
| 0:06:05 | その改造内容に少し |
| 0:06:09 | 不要な記載があったりですね、あとですね更新撤去新設、こういった悟空のですね、 |
| 0:06:17 | 使い方を少し適正化したない変更でございます。 |
| 0:06:21 | 次、19 番目でございますが、これは工事の方法の中に出てきます。記載ですね、これは検査の実施する時期をですね、 |
| 0:06:32 | 明確にするために、規制文言を追加したものでございます。 |
| 0:06:37 | 20 番目はですね緊急遮断弁。 |
| 0:06:40 | の記載がですね。 |
| 0:06:42 | 少し揺らぎがあったものを、適正化した変更でございます。 |
| 0:06:49 | 次、 |
| 0:06:53 | 5 ページ目ですね |
| 0:06:56 | 21 番目になります、こちらはですね、 |
| 0:06:59 | 気体廃棄設備の機器配置図でございますが、これ |
| 0:07:06 | 系統的にはですね変更はございませんがこの図面上でですね、若干一井がですね、ずれがあったりですね、そういったものを、 |
| 0:07:16 | 修正させていただいております。 |
| 0:07:19 | 次に 12 番からですね 24 番、 |
| 0:07:23 | こちらはですね、 |
| 0:07:27 | 文言、記載の中のですね、文言の修正であったり、 |
| 0:07:32 | 図のですね |
| 0:07:35 | を適正化したというようなものでございます。24、2 から 24 ですね。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:07:42 | 次に 15 番目でございますが、これは |
| 0:07:47 | 通信連絡設備の中ですね、不要な記載を適正化した変更でございます。 |
| 0:07:55 | 次 6 ページ目でございますが、26 番、これはですね私、補正を重ねたことによってですね、工程表内の時期ですね、スケジュールが、 |
| 0:08:09 | 若干実態が合わなくなってきましたので補正に合わせて適正化しております。 |
| 0:08:15 | 次に 17 番でございますが、こちらにつきましてはですね、 |
| 0:08:20 | 今回、第 5 次設工認の補正でございます追加した工事でございますが、この工事内容にですね、 |
| 0:08:28 | それぞれの部位の管理番号つきまして記載を明確化した内容でございますし、 |
| 0:08:36 | 最後、28 番から 31 番でございますが、こちらにつきましてはですね、 |
| 0:08:42 | 記載を適正化しない変更でございます、例えば 28 番であれば別途申請というものをわかりやすく第 5 次申請と見直し等にですね、 |
| 0:08:54 | あと、 |
| 0:08:55 | 29 番であればですね、加熱防止機構の説明をですね明確にしたりですねそういったたぐいのものでございます。 |
| 0:09:05 | 一応 31 番まではですねそういった変更ございまして、冒頭お伝えしましたようにですね一番のアンカーボルトの方につきましては、今から辺りご説明さし担当の者からへご説明させていただきます。 |
| 0:09:23 | 現行のものでございます。それではナンバー 1 のですね、アンカーボルトの変更内容についてご説明をさせていただきます。 |
| 0:09:30 | こちらの方ですねまず 8 月 23 日の面談の際にですね、非常用発電機能、制御盤のところについて、アンカーボルトについての記載間違いがあるということで報告させていただいております。 |
| 0:09:43 | その際に、他のものも調査した結果、ここだけでしたということだったんですけども、その際の調査の対象がですね、 |
| 0:09:53 | この制御盤がもともと設工認対象でなかったものです。ものであって、そういったものについて点検をしたということでしたが、その後ですね、従来の設工認対象設備であっても、全般について改めて確認をした結果、他にも同様のものがあったということで、 |
| 0:10:09 | 今回補正の中で修正の方さしていただいております。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:10:14 | で、その点検の際にはですね、従来設工認対象のものも含めて行ったんですけれども、やみくもにすべて同じような点検調査をするというわけではなくて、 |
| 0:10:24 | これまでの設工認の申請の経緯ですね、例えば非常に不古い時期に申請されたものと、比較的最近申請されたものでは、申請書の中での記載の程度が違っていたり、 |
| 0:10:37 | あと弊社の中での過去から現在の運用の仕方の変遷であったり、或いは設備ごとの用途が違ったりしますので、そういったところを分析整理した上で、それぞれのものに応じて、 |
| 0:10:50 | 調査点検の方を行いまして、第1類から第3類すべてについて、調査をした結果を、今回の補正申請の方に反映したものでございます。 |
| 0:11:00 | その主修正した箇所でございますけれども、このH-21地域のナンバー1のところ、修正したページ番号と修正箇所の表番号図番号の方を示してございますので、 |
| 0:11:13 | こちらを用いて説明の方ささせていただきます。 |
| 0:11:16 | 修正内容の方が、それぞれ、ある程度の分類に多様な修正というか、何つつかね、分類ごとに分かれておりますのである程度固まりで説明させていただきます。 |
| 0:11:28 | ナンバー1の方、ページ番号を上からずらっと並んでおりますけれども、まず最初の6ページ分ですね。 |
| 0:11:35 | 167ページから470ページ、こちらの方、仕様表が三つと図面の方が三つございまして、三つの設備について修正を行ってございます。 |
| 0:11:45 | ペレット搬送設備ナンバー2の2ペレット被災装置のペレット検査大分ペレット抜き取り分、あとはペレット搬送装置の浪板搬送コンベヤナンバー2分というものでございまして、 |
| 0:11:57 | こちらはいずれも第5回申請では、 |
| 0:12:01 | 金属拡張と記載してあったものですが、今回の確認で接着系ということがわかりましたのでそのような修正の方をさせていただきます。 |
| 0:12:12 | 続きましてその次の行ですね。 |
| 0:12:14 | 1015ページ。 |
| 0:12:17 | こちら、気体廃棄設備ナンバーワンのフィルタユニットに関するものでございます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:12:22 | こちら、1015 ページが、仕様表で、それに対応する図面の方が 1378 ページということで、これらの 2 ページの方修正してございます。 |
| 0:12:31 | こちらの方は、1 と 2 とメートルイメージの違いがございまして、メートルねじで申請をしていたんですけれども、今回の点検の結果、1 度ねじが一部使われておりますので、1 度ねじについての地域という形で修正の方をしてございます。 |
| 0:12:46 | 続いて 1016 ページから 1049 ページにある四つですね、こちら北へ設備ナンバーワンでいずれも差圧計というもので、壁にかける経路な機器でございまして。 |
| 0:12:59 | こちらの方が四つの仕様書がございまして、それに対応する図面の方がですね、 |
| 0:13:04 | 1380 から 1486 ページ、こちら四つの図面ございまして、こちらの方修正してございます。 |
| 0:13:11 | こちらの方が、同じで、設計と記載しておりましたけれども、一部メネジが使われたり金属拡張のものを使われているということで、その内容について修正の方をしてございます。 |
| 0:13:25 | 続きまして、1198 ページ。 |
| 0:13:28 | こちらの第 2 廃棄物貯蔵棟の給排気設備です。排風機とフィルタユニットに関連するところで、一つの仕様表と、それに対応する図面ということで、 |
| 0:13:40 | 1644 ページから 1651 ページにかけての五つの図面ですね。 |
| 0:13:46 | 一つの指標に幾つかの機器がまとめて書いてございますので、それに対応する図面が五つございます。 |
| 0:13:51 | こちらの方については最初にご説明したものと同様に、金属拡張と記載していたものですが実際は接着系ということで記載の方針を今回修正しているものでございます。 |
| 0:14:04 | 続きましてその次の 1862 ページ。 |
| 0:14:10 | と、1000、 |
| 0:14:13 | 900 です。 |
| 0:14:16 | 1907 ページ、こちら仕様表と図面でございますが、ダストモニター、排気用モニターに関するダストモニターに関するもので、こちらの方をねじと記載、同じ、 |
| 0:14:26 | と認識していたんですけれども今回の点検の結果明示ということで、記載のほうを修正してございます。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:14:32 | こちらの方については、峰G2章が修正されたことに伴いまして、 |
| 0:14:37 | 耐震計算の方の検定比が影響を受けてございますので、耐震計算書の方も、記載のほうを見直して見直しをしてございます。 |
| 0:14:46 | そちらの方は、このナンバーのざっと並んでるページの下から二つ目です、3373 ページに結果のほうに記載してございましたが、こちらの検定比若干変わっておりますので修正の方をしてございます。 |
| 0:14:59 | その次が、1968 ページと 2146 ページでこれがもともと 8 月 23 日に説明させていただいた、非常用発電機の制御盤に関するところでございます。 |
| 0:15:12 | こちらは以前説明した通りなんですけれども、こちらについては、検定比の方が高くなっているということで、従来制御盤の耐震計算結果の記載していなかったんですけども、今回の補正の中でそちらの結果の方を追加してございまして、 |
| 0:15:27 | 3374 ページの方、こちらの方に制御盤の検定比というものを新たに追加してございます。 |
| 0:15:36 | 設備の修正事項としては以上となっております。あと 1 点、 |
| 0:15:41 | 3363 ページですね、こちらの耐震計算に関する結果を記載してるところですけれども、こちらの方で、計量設備については、記載を省略するという説明をしている箇所があって、 |
| 0:15:55 | その中に、主用いている教育に関する記載がございましたが、今回差圧計でメネジが使われているということがございましたので、メネジに関する教育についての記載というものを、今回追加してございます。 |
| 0:16:10 | 以上でございまして、日 28 月 23 日にご説明した日圧制御盤以外に、重要設備について、変更ございましたので、それに関連するところ、仕様表図面、あとは耐震計算書で影響するところについて、 |
| 0:16:25 | 今回の第 6 回補正の中で、修正の方さしていただきました。 |
| 0:16:29 | 説明としては以上となります。 |
| 0:16:38 | 規制庁とりあえずご説明ありがとうございました。ではただいまの説明に対して規制庁側から何かご質問等あればお願いします。 |
| 0:16:51 | 規制庁野村です。ですね、ネジからメネジに変わったところなんですけど、 |
| 0:16:57 | ダストモニターに関しては再計算、アンカーの再計算をして OK だっているところなんですけど、他のところは、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:17:05 | 例えば、引っ張りが発生しないとかそういうことで耐震計算はやってないっていう、そういうことなんですかね。 |
| 0:17:15 | 根井河野でございます。今回同じからメネジに変わったもので、ヒハツの制御盤と、ダストモニター計算結果の方を修正してございます。 |
| 0:17:25 | その他メネジが雨、メネジ時修正をしたものは、差圧計がございませけれども、差圧計は、多数あるんですけども、全部同じような、同じものでございまして、設計の方は、共通化してございました。 |
| 0:17:41 | もともとメネジというふうな記載してある、あったものもございまして、そのすべての差圧計をメネジで代表して評価していたものでございしますので、 |
| 0:17:51 | 今回、もともとわかっていたもの以外にメネジになったものもございませますが、評価としては代表して明治で行っていたということで影響がないということになってございます。 |
| 0:18:03 | 規制庁ノムラ絵図わかりました後ですねもう 1 点ですねハーカーボルトの許容日数なんですけど、さっき言われた 336、 |
| 0:18:14 | 3 ページか、2、 |
| 0:18:17 | 750 ニュートンで書いてます。これは建築設備の指針から持ってきた数字でよろしいんですか。 |
| 0:18:26 | 原燃河野でございます。ご理解の通りでございます。 |
| 0:18:30 | 土岐社長の村井です。了解しました。 |
| 0:18:32 | 私からは以上です。 |
| 0:18:42 | 他、規制庁側からありますでしょうか。 |
| 0:19:03 | 曾田半田院長です。 |
| 0:19:06 | 規制庁座ですけれども、 |
| 0:19:09 | 前回 8 月 23 日に面談をしてですね、そのとき説明いただいた内容でこちらから指摘した内容も踏まえてですね、 |
| 0:19:21 | 全体的に申請書を再度確認して補正申請がなされたという説明だったと思います。 |
| 0:19:28 | ですので、この点は事業者の責任においてきちんとやっていただければいいことですので、補正していただいた内容を我々の方で確認しているというような今状況でございます。で、 |
| 0:19:41 | 私の方からちょっと 1 点確認なんですけど、今回同じ目の実踏そのことで記載を適切に申請されているという状況なんですけれども、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:19:53 | その根締め年次の区別について、事業者の中で、確認としてはですね、検査における確認としては、どこで確認するつもりである、いるのかというのを、 |
| 0:20:07 | ご説明いただけますでしょうか。 |
| 0:20:13 | 原燃工でございます。 |
| 0:20:15 | 明治と記載したものにつきましては、外観申請書の中では、検査の方法のところで、 |
| 0:20:25 | ちょっと待ってください。 |
| 0:20:30 | 会館で確認的に不快感だっただけですよね。は、 |
| 0:20:38 | 要するに、ベースプレートっていうか、プレートと、 |
| 0:20:41 | これはワンちゃん。 |
| 0:20:43 | P S R等とるもんですか。 |
| 0:20:46 | フェイストゥフェイスや、 |
| 0:20:51 | そんなことはない。その中で確認するっていうんだったら、先にする場合や糸川管内ですけどね。 |
| 0:21:03 | ないわけですよぜひあそこなんか牛って、廊下みたいなんで引っ張ったらなんか原燃工でございます。 |
| 0:21:12 | 例えば1例なんですけれども、今ちょっと私がめくってるところ 537 ページにあります。こちらの方に検査の方のところございまして、 |
| 0:21:23 | 据付検査の中に、ボルトの径分数が各設備の仕様表の添付の通りであることというところがございまして、この中で、外観を見ることで、 |
| 0:21:34 | メネジ、 |
| 0:21:36 | であるかどうかというところの検査を行うということを考えている、そういうふうな検査を行うと考えてございます。 |
| 0:21:46 | ビスケットいたしました。 |
| 0:21:49 | はい、OK。どうぞ、あまりしゃべり深くしない事業者を確認するっていう、わかりました。 |
| 0:21:58 | です。 |
| 0:21:59 | 宮谷氏、今、 |
| 0:22:02 | 規制庁座ですけれども、事業者においてどこで確認するかっていうところは、今ご説明いただいたところの中でですね確認されるということなので、 |
| 0:22:13 | きちんと確認していただければと思います。私からは以上です。 |
| 0:22:22 | あ、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:22:24 | あ、岡規制庁側からありますでしょうか。 |
| 0:22:29 | ウェブで炭化してる。 |
| 0:22:32 | 仲野さんとか大丈夫ですか。 |
| 0:22:36 | いや、特にないです。はい、了解です。 |
| 0:22:42 | 特になければ、次の議題の方に移りたいと思います。はい。 |
| 0:22:48 | 規制庁内海ですけども次の議題は、こちら側から各申請者のか、内容について各条文ごとに、 |
| 0:22:56 | こちらの2回を申し上げますのでその内容にそごがないか。 |
| 0:23:02 | 熊取側の方で担当者の方の方で確認をお願いします。 |
| 0:23:08 | 渡側はそれの準備って、大丈夫でしょうか。 |
| 0:23:13 | 原子燃料工業でございます。次、準備完了しております。 |
| 0:23:17 | 規制庁藤岡です。ちょっと、では4条の委員会の方から順番に行きたいと思います。 |
| 0:23:25 | 規制庁が四町担当の人をお願いします。ちょっと1点。 |
| 0:23:29 | すいません。 |
| 0:23:30 | これって、自動車学校は言ってるかもしれないね。確認して、その場答えられないっていう確認時間を要するものもあるだろうから、 |
| 0:23:41 | それで確認した上で後日でいい。 |
| 0:23:46 | 言うんだよね。後でナガイとききました。そこら辺は、ちょっといいですけどすいませんちょっと始める前に、 |
| 0:23:54 | 今からちょっと事実確認の方をしていただくんですけども、基本的にはその場で確認していただければと思いますが確認に時間を要するものですとかそういうものがあれば、 |
| 0:24:05 | メモ等しといていただいて、後日回答、ご意見が遅くならないうちに、後で回答いただければと思いますのでよろしくをお願いします。 |
| 0:24:16 | 承知いたしました。 |
| 0:24:20 | 規制庁の鈴木です。 |
| 0:24:22 | 4条の委員会のまず単一ユニットについて確認させてください。 |
| 0:24:31 | 核燃料物質を取り扱う設備機器は、 |
| 0:24:35 | 取扱所の一つの単位を単一ユニットとし、 |
| 0:24:40 | 形状寸法を整理をしようものについてはその形状先方について臨界に達する恐れがない隔月核的制限値を設定し、 |
| 0:24:50 | それが困難な設備機器については、質量もしくは規格で潔癖計上。 |
| 0:24:56 | これは擁壁ですとか容器数、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:25:00 | 配列等、 |
| 0:25:01 | なんですけどもそれを管理して、 |
| 0:25:04 | またはそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて管理する。 |
| 0:25:10 | ということよろしいでしょうか。 |
| 0:25:19 | レンシ燃料工業ウツミでございます。はい。その記載で問題ございません。 |
| 0:25:25 | ちなみに基幹的 |
| 0:25:28 | 形状の |
| 0:25:30 | 容積とか、容器そうですか配列通っていた通りレート of 検索個数とかが普通に出るっていう、 |
| 0:25:39 | いうふうに理解してるんですけどもよろしいでしょうか。 |
| 0:25:46 | 原子燃料工業でございます。 |
| 0:25:49 | 幾何学的形状西縁の頭の中にペレット of 検索個数が含まれているという理解でよろしいですか。はい。 |
| 0:26:06 | 原燃工でございます少々お待ちいただけますでしょうか。 |
| 0:26:18 | 大城。 |
| 0:26:30 | あれ申請書で書いて、 |
| 0:26:32 | ちゃう。 |
| 0:26:34 | 比較的、 |
| 0:26:37 | こっちで毎年、 |
| 0:26:39 | あれは見通しでしょう。 |
| 0:26:41 | こっちも集めて、 |
| 0:26:43 | 一応等っていうのありますよねっていう、そこの確認はいいですかね。 |
| 0:26:47 | 原子燃料工業の内海でございます。お待たせしております。 |
| 0:26:52 | ペレット of 検索個数についてなんですけれどもこちらは |
| 0:26:59 | 幾何学的形状ではなくてですね、質量制限の方に含まれる。 |
| 0:27:05 | ものだと理解しております。 |
| 0:27:09 | というふうに設定しております。 |
| 0:27:12 | 以上です。 |
| 0:27:15 | 規制庁 of 都築です。ヨウキ数とカー。 |
| 0:27:19 | これは、 |
| 0:27:21 | これも質量制限ってことでしょうか。 |
| 0:27:27 | 原子燃料工業ウツミでございます l o k i 数。 |
| 0:27:30 | といったものは、企画、計器計上先になります。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:27:36 | では比較的、形状といった場合容積ですとか容器数入れ！！ |
| 0:27:43 | それのみ。 |
| 0:27:46 | 理解になるのでしょうか。理解でよろしいのでしょうか。 |
| 0:27:56 | 原子燃料工業ウツミでございます。はい今宗スズキさんがおっしゃられた整理としております。 |
| 0:28:06 | わかりましたありがとうございます。 |
| 0:28:09 | あと、 |
| 0:28:14 | 続きまして |
| 0:28:17 | インターロックの話なんですけども、 |
| 0:28:22 | 粉末取扱機、 |
| 0:28:24 | 及びセンタレス研削盤には |
| 0:28:28 | 核燃料物質の移動により質量が核的制限値を超えないようにするためのインターロックを設置していて、 |
| 0:28:36 | ちょっと現場くず、回収槽、回収装置には |
| 0:28:39 | 廃止する排水を、 |
| 0:28:42 | 推定臨界下限濃度以下にするためのインターロックを設置しているっていう。 |
| 0:28:47 | 理解でよろしいのでしょうか今回臨界に関する、 |
| 0:28:52 | インターロックの変更があったのはこの三つって考えてる、理解してるんですけどよろしいのでしょうか。 |
| 0:29:02 | 原燃工カミムラでございます。今ご説明いただいた3点ですね、今回改造するインターロックが主か。 |
| 0:29:12 | 委員会の関連するインターロックとしてはご理解の通りでございます。 |
| 0:29:17 | 以上です。はい。規制庁の杉です。 |
| 0:29:20 | ありがとうございます。 |
| 0:29:23 | 次ですけど今度複数ユニットについて確認させていただきたいんですが、 |
| 0:29:29 | 第2加工棟内の複数イントについては、 |
| 0:29:34 | 臨界計算コードによる評価、または立体角法により未臨界性を評価していて、 |
| 0:29:40 | 核的に安全な位置に固定する。 |
| 0:29:44 | 設計としているっていうことでよろしいのでしょうか。 |
| 0:29:48 | 原子燃料工業、内海でございます。はい。 |
| 0:29:52 | ステージとしております。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:29:55 | はい。 |
| 0:29:56 | 玄海については以上です。 |
| 0:30:00 | 規制庁のスズキでした。 |
| 0:30:02 | 私、 |
| 0:30:04 | 私、続けて |
| 0:30:06 | 路上地盤と、 |
| 0:30:09 | 耐震の方続けてお願いします。 |
| 0:30:12 | 規制庁野村です私から、5条の地盤と6条の耐震に関して確認させていただきます。 |
| 0:30:19 | 地盤に関してなんですが、二つあって、 |
| 0:30:23 | 建物構築物と設備なんですが、まずですね例えば構築物なんですけど、第1廃棄物貯蔵棟と第3廃棄物貯蔵棟はですね、 |
| 0:30:34 | N値は50以上の地盤に杭で支持してますと。 |
| 0:30:40 | で、発電機ポンプとは、N値が43以上の、 |
| 0:30:44 | 地盤に直接支持していますと。 |
| 0:30:49 | で十分な支持性能を有する地盤に設置する、する設計としていると。 |
| 0:30:55 | ということで間違いある。 |
| 0:30:58 | どうでしょうか。 |
| 0:31:03 | すいません。 |
| 0:31:05 | お願いします。 |
| 0:31:08 | 名刺の合計のワラタニでございます。一応ですね設計としては許可でお約束させていただいてる通り、杭の場合はあくまでもN値30以上のところに支持させると。 |
| 0:31:21 | あと、直接基礎ですね、の場合はN40以上というところですね、 |
| 0:31:27 | 実態として、多分土質柱状図の方を見ると、50とかそういうことになると思うんですけども、我々としてはそれはたまたまそのC層が50ただただけであって、 |
| 0:31:39 | 設計のベースとしてはやっぱり30以上で支持させるというふうに考えてございます。 |
| 0:31:46 | 以上でございます。 |
| 0:31:47 | はい。規制庁野村です。栗田さんのおっしゃることよくわかっていますけど、ちょっとですね実際のN値をちゃんと考えましょうみたいな話が、こちらの方であって、 |
| 0:31:59 | 30以上とか十条って数字はもちろん了解の上で50とか43。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:32:06 | ということを数字をちょっと聞いてみたという次第です。 |
| 0:32:11 | それですね二つ目のですね設備機器なんですけど、設備機器はですね十分な支持性能を有する地盤でシールされた。 |
| 0:32:22 | 建物構築物、または基礎に設置する設計としている。 |
| 0:32:28 | という表現は正しいでしょうか。 |
| 0:32:35 | 原子炉工業間にございますはい前半の部分をですね、次、地盤への適合が確認された建物にしっかり取り付けている設備が、間接的に地盤に適合してるというお話。 |
| 0:32:47 | あと屋外に設置します設備機器等はですね、独自に単独の基礎を持っておりその基礎は地盤に適切に適合してるということで |
| 0:32:58 | ただいいただいた文章でと、問題ないと考えております。以上でございます。 |
| 0:33:05 | 規制庁野村です。そうですね屋外に直に設置するものは十分な恣意性の流通地盤ということでこれはN40以上という理解で進めております。 |
| 0:33:16 | 五条に関しては地盤に関しては以上です。次は耐震の6条なんですが、これは、 |
| 0:33:23 | 大きく分けて3項目あります。 |
| 0:33:27 | ちょっと、 |
| 0:33:36 | 何事も川名にも考えて上から、 |
| 0:33:42 | すみません、失礼しました、規制庁野村です。三つ最初はですね耐震重要度の話なんですけど、ですね、対建物構築物及び設備機器は、 |
| 0:33:54 | 地震の発生による当該設備機器等の安全機能は喪失した場合の、 |
| 0:34:02 | 影響の程度に応じて、耐震重要度を設定している。 |
| 0:34:07 | という表現はいかがですかね。 |
| 0:34:17 | はい。根来でございます。その記載で問題なくそのように設計してございます。 |
| 0:34:22 | 1回あれしても、 |
| 0:34:38 | あ、はい。今見たら僕の方で言ってるんでは、今OK。はい。 |
| 0:34:43 | 規制庁野村です。続けます。次は建物構築物なんですけど。 |
| 0:34:48 | えーとですね、一次設計に係る地震力は、 |
| 0:34:53 | 建築基準法施行令第88条に規定する。 |
| 0:34:59 | 地震層せん断力係数に |
| 0:35:02 | 耐震重要度分類に応じた割増係数を乗じて算定し、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:35:09 | 常時作用している荷重に地震力を加えた荷重が作用した際に発生する各部の応力が、 |
| 0:35:20 | 鉄骨鉄筋コンクリート基準ですね、及びRC基準、 |
| 0:35:25 | 等に定められた許容力を下回るよう設計している、この理解はいかがですかね。 |
| 0:35:35 | ちょっと長いですね。 |
| 0:35:37 | はい。原子炉工業ワラタニでございます。ちょっと後で確認してすぐ回答はさせていただきますと思いますけれども、施行令 88 条で規定したのは、 |
| 0:35:47 | 多分その標準宣伝力係数だったんじゃないかなと思いますので、地震層せん断力係数がちょっとどう同じ条項の中に入ったかすぐ確認して、回答させていただきますと思います。 |
| 0:36:01 | それ以外は特に問題ないと考えてございます。 |
| 0:36:04 | 規制庁野村ですありがとうございます。 |
| 0:36:07 | そうですね、地震相談よ層せん断ケース。うん。 |
| 0:36:11 | ちょっと先進みますね。 |
| 0:36:13 | またですね二次設計に係る水平保有水平耐力は、 |
| 0:36:19 | 標準せん断力係数を 1.0 とし、 |
| 0:36:23 | 耐震重要度分類に応じた割増係数を乗じた地震力として、 |
| 0:36:32 | 建築基準法施行令第 82 条の 3 に定められた必要保有水平耐力を算定し、 |
| 0:36:42 | 保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回る設計としている。 |
| 0:36:50 | この理解で正しいでしょうか。 |
| 0:36:54 | 原子燃料工業ワラタニでございます。ちょっと前半でですね保有水平耐力を水平保有耐力というふうに聞こえたんですけど、耐力そうですねはい。はい。 |
| 0:37:09 | ずっとそれ以外は特に問題ないと考えてございます。了解しました。規制庁の村井です。 |
| 0:37:18 | で、その次に設備機器なんですけど、これもちょっと分化して、 |
| 0:37:22 | 確認を求めますが、まずですね一次設計に係る地震力として、 |
| 0:37:28 | 建築基準法施行令第 88 条に規定する、 |
| 0:37:33 | 地震層せん断力係数、うん。 |
| 0:37:36 | に、耐震重要度分類に応じた割増係数を乗じ、 |
| 0:37:43 | さらに 20%待ちした地震力に対し、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:37:48 | 常時作用している荷重と地震力により、 |
| 0:37:53 | 当該設備機器に発生する応力が、 |
| 0:37:57 | 材料の許容力を下回る設計としている。 |
| 0:38:02 | これはいかがでしょうか。 |
| 0:38:10 | 現行のでございます。その記載で問題ございませんそのように設計を行ってございます。衛藤社長ノムラです。先ほど私がおっしゃった総せん断力係数はちょっと私もちょっともう1回確認すんですけど、 |
| 0:38:25 | 地震なのか、 |
| 0:38:27 | 表示。何かちょっとその辺は、 |
| 0:38:29 | 私もちょっと確認します。 |
| 0:38:31 | 次なんですけど、耐震重要度分類第一類の設備機器は、 |
| 0:38:38 | 一次設計に加えて、二次設計で用いる地震力と、 |
| 0:38:44 | 常時作用している荷重により、 |
| 0:38:47 | 当該設備機器に生じる応力が、 |
| 0:38:50 | 材料の許容応力を下回る設計とし、 |
| 0:38:55 | さらなる安全裕度向上策として、 |
| 0:38:59 | 地震力 1.0G に対して弾性範囲となる設計をしている。 |
| 0:39:07 | これいかがでしょうか。 |
| 0:39:11 | 逸見高野でございます。特に問題ございません。 |
| 0:39:15 | はい。規制庁の尾花です。了解しました。 |
| 0:39:18 | その次なんですけど、こういう振動数は、 |
| 0:39:22 | 20Hz 未満と評価された場合、 |
| 0:39:25 | 重構造として、 |
| 0:39:28 | 建築設備耐震設計施工指針 2014 年版、 |
| 0:39:32 | の局部震度法に基づく地震力を設定した上で、 |
| 0:39:38 | 常時作用している荷重と地震力により、 |
| 0:39:43 | 当該設備機器に発生する応力が、 |
| 0:39:46 | 材料の許容力を下回る設計としている。 |
| 0:39:52 | これはいかがですかね。 |
| 0:39:55 | 目黒でございます。その記載で問題ございません。はい、了解しました。最後なんですけど、 |
| 0:40:02 | 上位の分類に属する設備機器が下位の分類に属する設備機器の破損により、波及的破損を生じない設計としている。 |
| 0:40:15 | これはいかがでしょうか。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:40:19 | 目黒でございます。 |
| 0:40:21 | その記載では特に問題ございません。 |
| 0:40:23 | 規制庁野村です。私からは以上ですありがとうございました。 |
| 0:40:28 | 原子炉工業荒谷でございます。よろしいでしょうか。はい。お願いします。 |
| 0:40:32 | 先ほど野村さんの方からありました地震層せん断力係数の方も、同じくは施行令の 88 条第 1 項で規定されてますので、先ほどの文面は特に問題ないと考えてございます。以上でございます。わかりました。ありがとうございました。 |
| 0:40:55 | 今日までもちゃんと事業者そう書いてるんで、 |
| 0:41:01 | 規制庁ウツミですけども、続いて外部衝撃の方に行きたいと思います。 |
| 0:41:07 | 外部衝撃のうち竜巻からやらさせていただきます。 |
| 0:41:12 | かよ熊取がよろしいでしょうか。 |
| 0:41:17 | 原子燃料工業でございます。よろしく願いいたします。 |
| 0:41:20 | 筧長です。了解です。ではまず、竜巻の F 1 の話を、 |
| 0:41:26 | これが我々に通ってお伝えします。 |
| 0:41:30 | まず、船木につきまして、第 1 廃棄物書道等第 3 廃棄物貯蔵棟及び発電機ポンプ棟の屋根壁及び外部扉については、 |
| 0:41:43 | 設計基準において想定している藤田スケール F 1 の竜巻、これは最大風速 49 メーター / s e c ですけど、 |
| 0:41:50 | それ以上の竜巻による風圧力による荷重 |
| 0:41:54 | 気圧差による荷重、 |
| 0:41:56 | 及び、プレハブ小屋ですけども、設計飛来物によって生じる衝撃荷重に対する局部評価を行い、 |
| 0:42:04 | 当該建物の屋根及び壁に発生する応力が、材料の許容力を下回る設計としていると、理解しておりますが、この点いかがでしょうか。 |
| 0:42:17 | 原子炉工業荒谷でございます。はい。特に問題ないと考えてございます。以上でございます。了解です。続いて藤野飛来物の話ですけども、 |
| 0:42:31 | 飛来物については、外注廃棄物貯蔵棟及び第 3 廃棄物貯蔵棟の飛来物が到達する可能性がある外部扉につきましては、 |
| 0:42:41 | 外部扉の外側に鉄筋コンクリート造の岡部、または防護柵を設置することにより、 |
| 0:42:48 | 飛来物が衝突しない設計としていると認識しております。表いかがでしょうか。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:42:57 | 原子燃料工業ワラタニでございますそういう設計をしてございます。以上でございます。はい。ありがとうございます。続いてF3のところをお伝えします。 |
| 0:43:08 | F3のやつですけども、代替k e V貯蔵棟及び第3廃棄物等々につきましては、 |
| 0:43:15 | さらなる安全裕度向上策として、藤田スケールF3竜巻、これは最大風速92メートル／s e cですけども、これを想定しとう竜巻による風圧力での荷重、気圧差による荷重、 |
| 0:43:27 | それから路線バスですけども、飛来物によって生じる衝撃荷重に対して倒壊しない設計としていると認識してます。いかがでしょうか。 |
| 0:43:39 | 原子炉工業ワラタニでございます。はい保有水平耐力を上回ることを確認してございますんで倒壊しない設計ということで、特に問題ないと思っております。以上でございます。 |
| 0:43:50 | ありがとうございます。 |
| 0:43:52 | 続いて竜巻の、設備費の方の話ですけども、 |
| 0:43:56 | 屋外に設置する設備機器は、竜巻荷重に対する評価を行い、設備機器と発生する応力が材料の許容力を下回る。 |
| 0:44:06 | 設計としている。 |
| 0:44:08 | さらに、屋外に設置する配管につきましては、竜巻荷重による配管の各部に発生する。 |
| 0:44:15 | 例えば、竜巻荷重による配管の各部に、 |
| 0:44:18 | 発生する応力が地震力により発生する応力より小さいことから、地震に対する設計に包含される。 |
| 0:44:25 | と、認識してますいかがでしょうか。 |
| 0:44:33 | 少々お待ちください。 |
| 0:44:38 | やっぱり皆、 |
| 0:44:41 | 何かもう少しゆっくりしゃべった方が何か、わかりやすく、ちょっと動いってやさしいかな。 |
| 0:44:51 | 原子燃料工業カミムラでございます。先ほどの配管の地震力での包含の件につきましてはちょっと改めて、 |
| 0:44:59 | 数字等を確認させてからのご回答とさせていただきたいと思っております。お話しとしては先ほどのご理解の通りでいいと思っております。 |
| 0:45:07 | 定量回数ではちょっと、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:45:10 | そこは確認しておいていただいて、先に進めたいと思いますがよろしいですか。 |
| 0:45:23 | 原子燃料工業でございます。よろしくお願いいたします。了解。続けて今回自然現象として、 |
| 0:45:31 | 極低温の査定出席特定をと積雪と生物学的のところの、 |
| 0:45:36 | をお伝えしたいと思います。 |
| 0:45:43 | まず屋外に設置する建物構築を不具合する建物構築物及び設備機器につ きまして、これは許可で想定しております特定の凍結、 |
| 0:45:53 | それから積雪、それから生物学的事象に対して、 |
| 0:45:59 | 加工施設の立地場所及び過去の観測記録等を踏まえまして、設備機器 が、 |
| 0:46:05 | 大阪府気象台において過去に観測された最低気温-5度、-7.5度におい て作動するものを選定していること。 |
| 0:46:15 | それから、建物が大阪府建築基準法施行細則に定めている29センチ、 |
| 0:46:23 | 一、積雪に耐えること。 |
| 0:46:26 | さらに生物学的事象につきましては、気体廃棄設備の給気口にフィルタ ーを設置し、 |
| 0:46:32 | 動植物の侵入を防止することから、 |
| 0:46:36 | これらについて安全機能を損なわない設計として、 |
| 0:46:40 | 1回しており、 |
| 0:46:42 | いかがでしょうか。 |
| 0:46:51 | 原子燃料工業カノメでございます。ただいまおっしゃっていただいたよ うな整理で設計してございます。 |
| 0:46:58 | 規制庁、志水ありがとうございます。 |
| 0:47:01 | それでは続けて |
| 0:47:04 | 森林火災ですね、こちらの方をお伝えしようと思います。 |
| 0:47:08 | 森林火災につきましては、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟につ きまして、 |
| 0:47:17 | この強化で想定した南側の雑木林指導キリン及び、 |
| 0:47:22 | 西側の作りについて、火災影響評価を行い、 |
| 0:47:27 | 火災元から第1廃棄物同等及び第3廃棄物同等までの離隔距離が、 |
| 0:47:33 | 危険距離を上回る設計としている。 |
| 0:47:36 | と理解しております。いかがでしょうか。 |
| 0:47:41 | 原子燃料工業のカキノキでございます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:47:45 | おっしゃっていただいた設計で間違いございません。以上です。はい。ありがとうございます。 |
| 0:47:52 | それでは続けて近隣工場等の火災パーツのところをお伝えしたいと。 |
| 0:48:01 | 近隣工場等の火災爆発につきましては、 |
| 0:48:05 | 第1 廃棄物書道等及び第3 廃棄物貯蔵棟につきましては、 |
| 0:48:10 | これは許可で想定した敷地内外の火災爆発下。 |
| 0:48:15 | による影響評価を行い、 |
| 0:48:17 | 敷地内外の火災爆発元と。 |
| 0:48:20 | 第2 廃棄物貯蔵棟及び第3 廃棄物同等までの、 |
| 0:48:24 | 離隔距離が危険距離。 |
| 0:48:27 | 危険限界距離。 |
| 0:48:29 | または、高圧ガス保安法に基づく、 |
| 0:48:32 | 第1 種設備距離の2 番以上の距離を上回る設計としていると。 |
| 0:48:37 | 理解しております。いかがでしょうか。 |
| 0:48:42 | 原子燃料工業のカキノキでございます。さっきおっしゃっていただいた設計で申し訳ございません。以上です。 |
| 0:48:51 | はい。ちょっとありがとうございます。 |
| 0:48:53 | では外部衝撃の最後で、電磁的障害のところをお伝えします。 |
| 0:49:00 | 電磁的障害につきましては、設備機器のインターロック回路につきましては、 |
| 0:49:06 | アナログ信号点にシールドケーブルを使用し、 |
| 0:49:11 | きちっと制御盤間の信号は、 |
| 0:49:14 | メカニカルリレーを使用することにより、 |
| 0:49:17 | 外部からの電磁的障害による誤作動を、 |
| 0:49:21 | 誤動作を防止するよう設計している。 |
| 0:49:25 | またですね。 |
| 0:49:26 | アンテナ線、 |
| 0:49:28 | にはですね、避雷器を設置することにより、 |
| 0:49:31 | 神野サージの侵入を防止する設計としている。 |
| 0:49:35 | 理解しております。いかがでしょうか。 |
| 0:49:39 | 現行カミムラでございます。記載の通りで、設計してございます。 |
| 0:49:45 | 規制庁です。ありがとうございます。 |
| 0:49:49 | 一応 |
| 0:49:50 | 外部衝撃で、こちらから確認したいのは以上ですけども、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:49:58 | それでちょっと先に進めて、 |
| 0:50:01 | 次は、 |
| 0:50:03 | 不法な侵入防止ですが、これ。 |
| 0:50:07 | で、担当者は、 |
| 0:50:10 | 田仲さんなんじゃ、私は、 |
| 0:50:13 | 規制庁ウツミですけども、続けた |
| 0:50:17 | 第9条の不法侵入防止のところを確認したいと思いますが、熊取側よろしいでしょうか。 |
| 0:50:26 | 原子燃料工業でございます。はい。よろしく申し上げます。 |
| 0:50:30 | 規制庁、内海遊佐様でございます。 |
| 0:50:32 | それでは方針に謀臣ところ確認させていただきますけども、 |
| 0:50:39 | 不法侵入防止につきましては、本申請の中の加工施設につきまして、これ許可に記載した方針等に基づきまして、 |
| 0:50:50 | 建物を鉄筋コンクリート造として、 |
| 0:50:53 | その開口部は鉄扉等の試験法な障壁を設置することなどによって、 |
| 0:51:00 | この当該施設、加工施設への人の不法な侵入等を防止する設計としていると。 |
| 0:51:06 | 理解しておりますが、いかがでしょうか。 |
| 0:51:12 | 原子燃料工業の岡田です。その記載の設計としております。 |
| 0:51:18 | 規制庁ウツミありがとうございます。 |
| 0:51:21 | それでは、 |
| 0:51:22 | 次十条閉じ込めの方に移りたいと思いますが、重症度、 |
| 0:51:26 | お願いします。 |
| 0:51:28 | 規制庁の鈴木です。 |
| 0:51:31 | まず固体状の核燃料物質を扱う設備機器ですとか建物構築物、緊急性3点。 |
| 0:51:38 | 次に液体状のものについて3点確認させてください。 |
| 0:51:43 | まず、 |
| 0:51:44 | 固体状の方の一つ目なんですけども、 |
| 0:51:48 | 核燃料物質及び |
| 0:51:50 | 核燃料物質を内包する容器等を取り扱ひまたは貯蔵する設備機器は、 |
| 0:51:57 | 取得さガイド等により、当該容器等の転倒及び落下に起因する核燃料物質の飛散及び漏えいを、 |
| 0:52:08 | 防止する設計としているという理解でよろしいでしょうか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:52:14 | 根来でございます。その記載で問題ございません。 |
| 0:52:18 | ちなみに核燃料物質ってペレットですとか、その想定してました後、 |
| 0:52:24 | 容器等とかっていう燃料集合体とかも、 |
| 0:52:27 | そうですね、そういう理解含むっていう理解なんですけどあと、 |
| 0:52:32 | ストップ。 |
| 0:52:34 | とガイド等の等っていろいろ、 |
| 0:52:37 | 落下防止機構いっぱいあると思うんですけども扉ですとか、機械的保持具ですとか、 |
| 0:52:43 | 設備カバー議員とか、そういういろいろあるものを、ほかにもいろいろあるっていう理解でよろしいでしょうか。 |
| 0:52:52 | 根来でございます。その理解で問題間違いございません。そういうことです。はい。 |
| 0:52:59 | ありがとうございます。 |
| 0:53:01 | 二つ目なんですけども、 |
| 0:53:05 | 規制庁の都築です。 |
| 0:53:07 | 粉末状の核燃料物質等を非密封で、 |
| 0:53:12 | 取り扱う設備機器は、 |
| 0:53:14 | 囲い式フードを設置していますということであと、 |
| 0:53:18 | 囲い式フード極少。 |
| 0:53:22 | 排気系統に接続していて、囲い式風洞の内部を室内に対して9.8%以上の開発しています。 |
| 0:53:30 | または、開口部の原則を0.5。 |
| 0:53:34 | メートルパーセント以上にする。 |
| 0:53:37 | にしています、 |
| 0:53:39 | 粉末状の核燃料物質等の空気中への飛散を防止する設計としているという理解でよろしいでしょうか。 |
| 0:53:48 | 根来でございます。その記載で問題ございません。 |
| 0:53:52 | ちなみに原則っていうようなんですけどもこれ風速前風速というのは風速っていうことと同義っていうことでよろしいのでしょうか。 |
| 0:54:07 | 目黒でございます。 |
| 0:54:09 | 意味としては風速ということと同義でございます。そうですね |
| 0:54:15 | フードとかの流量、フードの開口部の面積で割ってやって、 |
| 0:54:21 | 食堂にしている。 |
| 0:54:22 | という理解でよろしいでしょうか。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:54:25 | 考え方として、 |
| 0:54:29 | というかS I M M E R 免職が風速、 |
| 0:54:31 | 同義であるということによろしい。はい。すいません。 |
| 0:54:38 | あとすいません。 |
| 0:54:39 | 答え以上の三つ目の確認なんですけども、 |
| 0:54:43 | 第 2 加工棟及び第 1 廃棄物貯蔵棟の第一種管理区域を喚起する。 |
| 0:54:51 | 北井配置設備には、 |
| 0:54:54 | 室内が制圧になることを防止するために |
| 0:54:59 | I K 等々の、 |
| 0:55:01 | 排風。 |
| 0:55:03 | 機能、運転中及びダンパー開放中に限り、 |
| 0:55:07 | 休憩日当等が運転できるようにするインターロックを設置する設計として いますという、 |
| 0:55:14 | 古藤。 |
| 0:55:16 | よろしいでしょうか |
| 0:55:18 | 今回 |
| 0:55:22 | と事故名関係で |
| 0:55:26 | 変更があった。 |
| 0:55:28 | インターロックっていうのがダンパー開度以上仁太郎っていうことで金 今、そのて |
| 0:55:34 | 変わったダンパについての理解をお伝えしたんですけども、 |
| 0:55:40 | まず |
| 0:55:43 | 今回、 |
| 0:55:44 | 変更があつての一つという、 |
| 0:55:46 | インターロックということによろしいんでしょうか。 |
| 0:55:57 | 健康カミムラでございます。ご理解の通りインターロック、今回気体廃 棄設備に関係しましては閉じ込め、あ、すいません。ダンパの開了解ガ イド以上、 |
| 0:56:07 | インターロックのみの変更になってございます。ちょっとその部分だけ 切り取ってちょっと |
| 0:56:12 | 理解をすればご指摘、ご指摘というかご記載の通りかなというふうに考 えています。 |
| 0:56:19 | はい。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:56:21 | 排気系統等って今お伝えしたのは局所排気系統が含まれますとかあと9品と等々出したのが |
| 0:56:30 | 吸気ファンがある。 |
| 0:56:32 | 第1排気部長沢木結城パンでだいたい加工というのが救急というふうに、 |
| 0:56:38 | 呼び方が違ってますっていう理解でよろしいんですか確認ですけど。 |
| 0:56:44 | はい。その頭のところにつきましては、ご理解の通りでございます。 |
| 0:56:50 | はい、規制庁、いえ。いや |
| 0:56:56 | 北井の方の一つ目なんですけども、 |
| 0:56:59 | 液体状の核燃料物質を取り扱う設備機器は |
| 0:57:04 | 核燃料物質と等の量がなく、 |
| 0:57:08 | 耐腐食性材料を使用していますという、 |
| 0:57:11 | そういう設計ですということよろしいでしょうか。 |
| 0:57:18 | 根来でございます。その記載で問題ございません。 |
| 0:57:25 | 規制庁の都築です二つ目の確認、理解の確認なんですけども、 |
| 0:57:31 | 液体、 |
| 0:57:33 | 廃棄物を取り扱う設備機器のうち、オーバーフローする恐れがある設備機器については警報機付のごめんなさい。警報つきの |
| 0:57:43 | 液面高検知器を設置することで |
| 0:57:46 | 事前に警報を発報する設計としているという理解でよろしいでしょうか。 |
| 0:57:53 | 逸見高野でございます。そのご理解で問題ございません。 |
| 0:57:58 | はい。 |
| 0:58:00 | 規制庁の鈴木です。 |
| 0:58:02 | 三つ目の確認点なんですけども、 |
| 0:58:05 | 第1廃棄物貯蔵棟には、第1、第一種管理区域と第二種管理区域との出入口の扉に想定される最大の溢水高瀬、高井関を設けていて、 |
| 0:58:18 | 実態上の核燃料物質等が、 |
| 0:58:22 | 区域外へ漏えいすることを防止する設計としているという理解でよろしいでしょうか。 |
| 0:58:30 | はい、原子燃料工業の藤原です。ご理解の通りで結構です。はい。議長の |
| 0:58:38 | これも下、追加の確認なんですけども |
| 0:58:41 | 第一種管理区域と非管理区域の間にはもう席はありませんよっていう。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:58:47 | ことでよろしいです。 |
| 0:58:49 | それで、 |
| 0:58:52 | ちょっと、 |
| 0:58:55 | 一週等に周到。 |
| 0:58:59 | 一種、 |
| 0:59:01 | うち、 |
| 0:59:02 | 一週、第1種の間出入り管理のところにつきましてはですね。 |
| 0:59:11 | 第1種側で出入り管理の若干入って一部は大事になるんですけどその間にも堰がある。 |
| 0:59:20 | ですけど、 |
| 0:59:21 | 第一種と周辺の間には、そうですね、第一次廃棄物等々につきましては堰はないです。 |
| 0:59:29 | はい。以上です。 |
| 0:59:31 | わかりました。 |
| 0:59:33 | あと、 |
| 0:59:35 | 第2、第2加工棟及び第一次廃棄物書道等の液体状の核燃料物質を取り扱う設備機器は |
| 0:59:46 | 当該設備機器閉じ込め機能が損失し喪失した場合に、漏えいの拡大防止するために、 |
| 0:59:53 | 警報つきの漏水検知器を堰内及び地下、 |
| 0:59:59 | ちょ貯層ピット内に設置していますという、そういう設計ですっていうことで、 |
| 1:00:04 | よろしいんでしょうか。 |
| 1:00:06 | 理解してますけど、よろしいんでしょうか。はい。議原子炉工業フジワラです。ご理解の通りで結構です。 |
| 1:00:13 | はい。 |
| 1:00:15 | 十条のとじ込みについては以上です。 |
| 1:00:28 | 規制庁内海です。 |
| 1:00:30 | それでは続いて、 |
| 1:00:32 | 内部火災、火災の方の確認に移りたいと思います。 |
| 1:00:39 | まず火災ですけども、はじめにですね、火災区域の設定に関して確認したいと思います。 |
| 1:00:49 | 熊取は大丈夫でしょうか。 |
| 1:00:52 | 現行でございます。はい、大丈夫でございます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:00:56 | 藤。はい、じゃあ規制庁ですけども、まず火災区域の設定ですけども、 |
| 1:01:01 | 建物構築物にはですね、火災区域、これは火災区域を細分化した火災区画も含むんですけども、 |
| 1:01:10 | 火災区域を設定しますと、 |
| 1:01:12 | また、火災区域ごとに存在する可燃性物質及び難燃性物質に対する火災影響評価を行い、 |
| 1:01:22 | 等価時間に対して、 |
| 1:01:24 | 火災区域境界の壁等の耐火時間が上回る、 |
| 1:01:29 | 設計であると認識しております。本店いかがでしょうか。 |
| 1:01:35 | 原子燃料工業のカノメでございます。 |
| 1:01:38 | はい。今おっしゃっていただいた内容に相違ございません。 |
| 1:01:41 | ありがとうございます。 |
| 1:01:44 | 続いて火災区域の設定関連で貫通部の話ですけども、 |
| 1:01:50 | 電気計装用ケーブルが貫通する壁にはですね、 |
| 1:01:55 | 建築基準法施行令に基づく耐熱シール材等を、 |
| 1:02:00 | 配管またはダクトが貫通するためには、モルタルその他の不燃性不燃材料または耐熱シール材等を施工して、 |
| 1:02:09 | 火災区域外への延焼を防止する設計としている。 |
| 1:02:14 | またですね。 |
| 1:02:16 | 火災区域を貫通するダクトにはですね、 |
| 1:02:20 | O型ダンパーを設置し、 |
| 1:02:22 | 火災区域間の火災の伝播を防止する設計としている。 |
| 1:02:27 | と、認識しております。いかがでしょうか。 |
| 1:02:32 | 原子燃料工業のカノメでございます。今おっしゃっていただき、いただいた通りでございます。 |
| 1:02:38 | ちょっとありがとうございます。 |
| 1:02:40 | では続いて火災の発生防止のところの確認についてだと思えます。 |
| 1:02:46 | 建物を、 |
| 1:02:48 | 建物構築物及び設備機器の主要な構造部ですけども、ここには鋼材等の不燃材料を使用する設計としている。 |
| 1:02:58 | またですね、設備費のフード部につきましては、 |
| 1:03:02 | 難燃材料を使用して、 |
| 1:03:06 | 難燃性防犯を使用する気体廃棄設備のフィルタユニットは、 |
| 1:03:10 | コーサーのケースに収納する設計としている。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:03:14 | 理解しておりますがいかがでしょうか。 |
| 1:03:19 | 原子燃料工業ワラタニございます建物のところには、コンクリートは、今入っていないかと思ったんですけれども、 |
| 1:03:28 | いかがでしょうか。 |
| 1:03:37 | 空港。 |
| 1:03:53 | すみません、規制庁内海ですけどそうすると、ごめんなさいちょっと私の理解が追いついてないかもしれないですけど、 |
| 1:04:00 | コンクリートが入っていないということで、 |
| 1:04:06 | あれですか、建物構築物設備の主な報道部で、鋼材等の不燃材料っていう、 |
| 1:04:13 | 理解だと。 |
| 1:04:15 | 交代等の部分も頭のところにコンクリートを、 |
| 1:04:19 | 何とか入らない機能等は要らない。 |
| 1:04:23 | じゃないかっていうところのご指摘でしょうか。 |
| 1:04:28 | A C A工業ワラタニございます今回ですね特に第1廃棄物貯蔵と第3廃棄物貯蔵棟に関しましては、鉄筋コンクリート造で耐火構造してますんで、 |
| 1:04:40 | ちょっと |
| 1:04:42 | 鋼材等のナカノ等にコンクリートが入っているという解釈でしたら特に問題ないと考えてございます。はい。当院は、そこら辺も入ってるっていう認識で、端的にまとめて幸田イトウというふうに今、 |
| 1:04:57 | まとめるとそうかなというふうに考えてるところです。 |
| 1:05:06 | 現行のでございます。ちょっと正確に聞き取れていなかったかもしれないんですけど、フードの材料のところ、難燃性材料に限定されるような、 |
| 1:05:17 | に聞こえたんですけど、フードのところは、難燃性も使いますけども不燃の金属のものも使いますので、その両方が、を使っているというふうな設計。 |
| 1:05:29 | でございます。 |
| 1:05:30 | わかりました。封筒コア何人材料だけで、フレームを使ってるってことで。了解です。 |
| 1:05:45 | はい規制庁清宮です。わかります。 |
| 1:05:47 | コメントありがとうございますご回答ありがとうございます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:05:51 | では続いた同じく発生防止のところの、炉の連続焼結炉の関係をちょっと確認したいんですけども、 |
| 1:06:03 | 連続焼結炉、焼却炉、加熱炉、それから小型雰囲気は遠藤のインターロック声優系のところですけども、 |
| 1:06:12 | これらについては、火災及び爆発の発生を防止するため、 |
| 1:06:18 | 制御系の機能が喪失した場合、 |
| 1:06:21 | 場合に、 |
| 1:06:22 | 対象設備が安全に停止する設計となっております。理解してますがいかがでしょうか。 |
| 1:06:32 | 現行カミムラでございます。その他のが数関係ですね、インターロックはですね、すべてフェイルセーフ何かしらその故障が、 |
| 1:06:42 | 起きると、自動的に弁を緊急遮断弁の弁を閉止すると、フェイルセーフの設計としてございますので今の記載の内容で間違いのない、問題ないかなと思います。以上です。 |
| 1:06:55 | 規制庁梅津ありがとうございます。 |
| 1:06:57 | では続いて火災の感知と消火の部分。 |
| 1:07:01 | に関するところですけども、 |
| 1:07:04 | 建物構築物にはですね、消防法に基づきまして、 |
| 1:07:10 | 火災管理設備、 |
| 1:07:12 | これは自動火災報知設備ですけども、 |
| 1:07:15 | 火災感知設備及び消火設備、 |
| 1:07:18 | 消火設備というのは、消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、 |
| 1:07:23 | それから可搬消防ポンプを図る。 |
| 1:07:26 | つけまして、火災感知設備及び消火設備を設置する設計としています。 |
| 1:07:34 | また、連続焼結炉の制御盤につきましては、 |
| 1:07:38 | 営業坂内分の電気火災の |
| 1:07:42 | 賞をするため、自動式の消火設備を設置する設計としていると、理解しておりますがいかがでしょうか。 |
| 1:07:55 | 前半建物の部分は原子炉公共ワラタニでございます建物の部分はいそいう設計をしてございます。あと、 |
| 1:08:03 | 坂の方で少々お待ちいただけますでしょうか。 |
| 1:08:06 | はい。 |
| 1:08:14 | 少しお待ちください。 |
| 1:08:22 | あれ。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:08:31 | 所長。 |
| 1:08:33 | 或いはちょっと1チーム9、 |
| 1:08:39 | 家と、 |
| 1:08:40 | アミューズにしていますはい。 |
| 1:08:43 | そう、原燃工カミムラでございます。今ちょっと坂の方ですね焼結炉の伴の方ですけど今記載の方で出てきたのが制御盤だったんですけども、 |
| 1:08:54 | もうちょっと厳密にご説明させていただきますと動力盤とトランスファーマも含めて自動式の消火設備設置してございます。 |
| 1:09:02 | というところで、特に含まれた内容を意図されているのであれば特に問題ないかと存じます。それとですね自動消火設備ですね、電気火災の防止以外にもですね、 |
| 1:09:14 | 電気火災の防止、基本的にはアクセスルート等を確保するために設けているというふうにちょっと理解してはですね、ちょっと他の条文のところ、避難通路のところですかね。 |
| 1:09:28 | ちょっとまた記載があるかどうかちょっと今の今のこの時点で、まだ理解してないんですけども、 |
| 1:09:34 | ちょっとそういったところの記載も、後、お話が出てきますでしょうか。 |
| 1:09:40 | 規制庁清宮です。制御盤のところ、トランス盤等を含むということは了解されております。 |
| 1:09:47 | 焼結炉の方の自動火災、移動式の評価設備が、は、 |
| 1:09:56 | 電気火災の延焼防止の目的というよりは、アクセスルートの確保ためてことですけども、 |
| 1:10:06 | アクセスルートを確保するために、 |
| 1:10:09 | 電気火災を |
| 1:10:11 | 延焼防止するため |
| 1:10:13 | ちょっと後段の方はまた、また後でお話できると思いますがこれ、 |
| 1:10:20 | とりあえずはい、了解したの。 |
| 1:10:23 | ちなみにアクセスルート確保のための自動式消火設備ということですけども、いや、やってることとしては |
| 1:10:33 | アクセスルートの確保のために、制御盤、 |
| 1:10:37 | 飯山プラズマ等内部の電気火災の延焼を防止するということをやるといってるところ自体は |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:10:47 | 事実誤認はないっていうところでしょうか。ちょっとそこだけ確認させてください。 |
| 1:10:54 | 現行カミムラでございますご理解の通りで、最終的な目的はアクセスルートを確保するという、そのアクセスルートが阻害されるのはその電気火災ということなので、その電気火災を防止するために自動消火設備を設けていると。 |
| 1:11:07 | というような整理でございます。 |
| 1:11:10 | 横関規制庁で評価されて、 |
| 1:11:13 | アクセスの件はちょっとまた後段の状況の時にお話できれば、 |
| 1:11:18 | 続いて火災の影響、影響軽減のところを、 |
| 1:11:24 | 確認をさしていただければと思います。 |
| 1:11:28 | まずですね使用電圧が [] 連続焼結炉のケーブル、 |
| 1:11:35 | 及び 600 ボルトを超えるケーブルにつきましては、難燃性ケーブルを使用し、 |
| 1:11:42 | それ以外の電気計装ケーブルについては、 |
| 1:11:45 | 難燃性ケーブルを使用するか。 |
| 1:11:49 | または金属箱等に収納する設計としている。 |
| 1:11:54 | と理解してますか。でいかがでしょうか。 |
| 1:12:00 | 原子炉工業荒谷でございます。はいそういう設計してございます。以上でございます。ありがとうございます。 |
| 1:12:08 | 続きますは、 |
| 1:12:12 | 防護盤等の話ですけども、 |
| 1:12:16 | 作動湯作動油タンク周辺並びに連続焼結炉のトランスバーンあいぼ一部及び、 |
| 1:12:23 | 配布等空気コンプレッサの間には、 |
| 1:12:27 | 金属製のもう盤を設置することにより、 |
| 1:12:31 | 電気火災発生時の火災の拡大を防止する設計としていると理解してますがいかがでしょうか。 |
| 1:12:43 | ネンコウでございます。 |
| 1:12:45 | 記載の通りでございます。 |
| 1:12:48 | はい。はい、了解。 |
| 1:12:52 | では続いて |
| 1:12:55 | 水素プロパンガス等の可燃性ガスを使う設備の、 |
| 1:13:00 | 話をしたいと思います。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:13:04 | まず 1 点目ですけども、 |
| 1:13:07 | 水素プロパンガス及び都市ガス、 |
| 1:13:11 | デパート水素等と言いますけども、これは水素等を取り扱う連続焼結炉。 |
| 1:13:17 | 加熱炉及び緒方雰囲気下変動につきましては、 |
| 1:13:21 | 静電気が滞留しないよう設置し、 |
| 1:13:25 | 帯電を防止するとともに、 |
| 1:13:28 | 水素による爆発を防止するため、 |
| 1:13:31 | 水素を完全に燃焼させて廃棄する。 |
| 1:13:34 | 空気混入防止機構等を設置する設計としていると理解してはいますがいかがでしょうか。 |
| 1:13:44 | 原燃工カミムラでございます。ご理解の通りで大丈夫です。 |
| 1:13:49 | 当然、ありがとうございます。 |
| 1:13:51 | 続いて同じ案関連の案件ですけども、 |
| 1:13:55 | これらの水素等を使う取り扱う連続焼結炉焼却の加熱炉、それから小型雰囲気炉ですけども、 |
| 1:14:04 | これらにつきましては、水素等の漏えい時及び新検知時に、水素等の供給を遮断するインターロックを設置する設計としていると理解しております。 |
| 1:14:18 | 原燃工カミムラでございます。記載の通りで問題ございません。 |
| 1:14:22 | 規制庁というやつありがとうございます。 |
| 1:14:25 | 藤河西は以上でございます。 |
| 1:14:29 | 原子燃料工業ワラタニでございます。 |
| 1:14:33 | 先ほどの は、確かマスキングだったと思いますのでマスキングお願いいたします。ここで今回ちょっと |
| 1:14:43 | 我々の理解の中にはかなりワーキングの情報なんかも入っちゃったかもしれないけどそれはまた破綻で、文字起こしさせる際にすべてフォーチェックしますので、 |
| 1:14:53 | 入れていただきます。 |
| 1:14:55 | はい承知いたしましたすみません。 |
| 1:15:03 | では続いて 12 条の溢水の方に移りたいと思います。 |
| 1:15:11 | きついんですけども、火災と同じように幾つかものは、分類を分けてご説明したいと。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:15:19 | まず、溢水の回数に関する防護対象施設の選定に関する事項ですけども、 |
| 1:15:28 | 防護対象施設として、 |
| 1:15:31 | 臨界防止の観点から、ウランを取り扱う設備機器、 |
| 1:15:36 | 閉じ込めの観点から、気体廃棄設備、 |
| 1:15:40 | 火災爆発の発生の観点から、電気計装盤等の |
| 1:15:45 | 電気設備を、この防護対象設備施設として選定していると理解しておりますが、いかがでしょうか。 |
| 1:15:58 | ですね。 |
| 1:16:00 | ちょっと確認しますけどす。最後の番につきましてはですね、 |
| 1:16:05 | これ確か給排気設備の維持のため、 |
| 1:16:12 | だと思う。 |
| 1:16:15 | 給付設備の、 |
| 1:16:17 | 運転の維持のためでして、 |
| 1:16:22 | 防護設備直接にはですね |
| 1:16:25 | 火災の点ってというのは、入ってなかったですね。 |
| 1:16:34 | IC、すいません、水。 |
| 1:16:42 | 確かそれでいい。 |
| 1:16:49 | あ、規制庁ですわかりました了解がちょっとここは、こちらでも確認させていただくことになって、ありがとうございます。 |
| 1:16:57 | よろしくお願いします。 |
| 1:17:05 | 今、そっちでも確認するってことになる。 |
| 1:17:08 | うちの1人では、こっちこちらでももう一度確認させていただきます。はい。 |
| 1:17:15 | ではそこはちょっと確認しといていただいて。ではすいませんもし電気計装盤は溢水時の火災爆発の観点で、例示としてふさわしくない場合はちょっと何か他に |
| 1:17:27 | その観点である設備があればあわせてご紹介いただければと思いますんで、法廷をちょっとお願いいたします |
| 1:17:34 | はい。藤原でございます。承知しました。 |
| 1:17:40 | あそこちょっと調べていただいて、そして江藤、ちょっと先に進めたいと思います。 |
| 1:17:48 | 遠山続いて、溢水量及び水防価格の設定の話ですけども、 |
| 1:17:55 | まず溢水量につきましては、耐震重要度分類によらず、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:18:01 | 水を内包するすべての配管や容器が破損することを想定して、 |
| 1:18:08 | 隔離弁の閉止操作等により、 |
| 1:18:11 | 漏えいが停止するまでに、 |
| 1:18:14 | 配管や容器の破損箇所から流出する漏水量と、 |
| 1:18:19 | 隔離範囲内の系統保有水量を合算し、 |
| 1:18:24 | さらに、火災時の消火に必要な水量をいす以上に含めて、保守的に水量を設定している。 |
| 1:18:34 | と理解しておりますいかがでしょう。 |
| 1:18:39 | 6原子炉工業フジワラでございます。 |
| 1:18:42 | その溢水量の算出のところですねちょっと |
| 1:18:46 | 地震時の溢水量と推量他社はしてるように聞こえたんですけど、それぞれ溢水の評価ガイドに基づく評価ではですね、 |
| 1:18:57 | 事故時と地震時と火災とすべて試算通り別々でございますので、ちょっとその辺、ちょっと記載の方を明確にさせていただければと思います。 |
| 1:19:10 | 以上です。 |
| 1:19:11 | 規制庁コメントありがとうございます。この辺の訳がちょっと明確にしておきたい。 |
| 1:19:16 | 思います。はい。 |
| 1:19:23 | 規制庁内海ですけどもちょっと続けさせていただきますが、 |
| 1:19:29 | 同じく、 |
| 1:19:30 | 溢水量及び5号、 |
| 1:19:32 | 水防価格の設定に関連して、 |
| 1:19:35 | 第1廃棄物貯蔵棟には、溢水防護区画を設定し、 |
| 1:19:41 | 第一種管理区域と第二種管理区域、または移管陸仁の扉は、 |
| 1:19:48 | 水密構造とするか。 |
| 1:19:50 | 最大溢水高さより高い堰を設け、 |
| 1:19:54 | 溢水の拡大を防止するよう設計している。 |
| 1:19:58 | また、 |
| 1:20:00 | 溢水した水を受ける地下貯槽ピットを設けることにより、 |
| 1:20:05 | 雨水も屋外への雨水の流出を防止する設計としている。 |
| 1:20:10 | と理解しております。 |
| 1:20:14 | 原子燃料工業フジワラです。ご理解の通りで問題ございません。 |
| 1:20:18 | ありがとうございました。ありがとうございます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:20:23 | では続いて、溢水関連の防護対象施設に関する防護設計に関して、お伝えしたい。 |
| 1:20:32 | まず1点目ですけども、第1廃棄物貯蔵棟の浄水配管には、地震を検知した場合に、上水の供給を自動停止する。 |
| 1:20:44 | 浄水送水用緊急遮断弁。 |
| 1:20:47 | を設置する設計としている。 |
| 1:20:50 | さらに、 |
| 1:20:51 | 廉価高等の浄水及び循環冷却水系統には、 |
| 1:20:56 | 浄水及び循環冷却水の供給を自動停止する、送水ポンプ、自動停止装置を設置する設計としている。 |
| 1:21:07 | と理解しておりますいかがでしょうか。 |
| 1:21:09 | 原子燃料工業フジワラです。ご理解の通りで問題ございません。 |
| 1:21:15 | 規制庁で宮田ありがとうございます。 |
| 1:21:18 | では続きまして、 |
| 1:21:20 | 裏を取り扱う設備機器につきましては、 |
| 1:21:24 | ウランが存在する部位を、 |
| 1:21:27 | 溢水防護区画、 |
| 1:21:29 | において想定される没水より高い位置で取り扱わ設計としている。 |
| 1:21:36 | ただまた、フード部等の開口部については防水カバーを設置する設計としている。 |
| 1:21:44 | と理解しておりますいかがでしょうか。 |
| 1:21:51 | 原子燃料工業フジワラです。 |
| 1:21:54 | ご理解の通りで問題ございません。 |
| 1:21:57 | ちょっとありがとうございます。では続いて、 |
| 1:22:00 | 粉末混合機の関連ですけども、粉末混合機には、 |
| 1:22:06 | 粉末投入交付金で水を検知した場合に、 |
| 1:22:10 | 自動で動作するプロジェクト名ベーン閉止機構を設置する。 |
| 1:22:14 | ことにより、 |
| 1:22:16 | 粉末混合機の内部への水の侵入を防止する設計としている。 |
| 1:22:22 | また、 |
| 1:22:23 | 火災装荷時の消火栓の侵入防止対策として、 |
| 1:22:28 | 粉末投入孔にフットペダル操作によって開動作する閉じ込め弁を設置する設計としている。 |
| 1:22:36 | と理解しております。いかがでしょうか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:22:42 | 原子燃料工業フジワラです。ご理解の通りで問題ございません。 |
| 1:22:47 | はい、ありがとうございます。 |
| 1:22:49 | では続いて |
| 1:22:52 | 発生の検知等ですけども、 |
| 1:22:55 | 溢水の発生を早期に検知し、放置するために、 |
| 1:23:00 | 雨水防護格内の溢水ゲーム近傍、または、溢水経路に、 |
| 1:23:06 | 漏水検知器を設置する設計としており、 |
| 1:23:10 | また、 |
| 1:23:11 | 溢水を検知した際に、溢水量を抑制するため、 |
| 1:23:16 | 浄水及び循環冷却水の供給配管には、 |
| 1:23:20 | 水用手動でへ手動で停止する、閉止弁を設置する設計としている。 |
| 1:23:27 | と理解しております。いかがでしょうか。 |
| 1:23:30 | 原子燃料工業フジワラです。ご理解の通りで問題ございません。 |
| 1:23:35 | 衛藤ウツミ委員ありがとうございます。 |
| 1:23:37 | 最後に最後ですけども、 |
| 1:23:41 | 気体廃棄設備の排風機、フィルタユニット 9 ユニット及びこれらの制御盤につきましては、 |
| 1:23:49 | 水防区画内で想定される没水水位より高い位置に設置し、 |
| 1:23:55 | 内部溢水に対し、防水しないせ没水しない配置とする設計としており、 |
| 1:24:01 | またですね、裏の取扱設備に接続する。 |
| 1:24:05 | 電気計装盤の同数分には、 |
| 1:24:09 | 水深より高い靱性ととも、 |
| 1:24:13 | 漏電遮断器を設置して、 |
| 1:24:15 | 漏水による電気火災を防止するよう設計し、 |
| 1:24:19 | と生かしております。いかがでしょう。 |
| 1:24:23 | 原子燃料工業フジワラでございます。ご理解の通りで問題ございません。 |
| 1:24:28 | はい。清町長ありがとうございます。 |
| 1:24:30 | それでは溢水に関しては、我々から確認事項でございますけども、先ほどあった、 |
| 1:24:37 | 電気火災爆発の観点で計装盤の |
| 1:24:41 | 話とか、そこら辺についてはまたちょっとわかったら、 |
| 1:24:44 | こちらから声かけていただいて説明いただければと。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:24:52 | はい主、今のあれ、一線のところは。はい。確認次第、お伝えしたいと思います。はい。お願いします。 |
| 1:25:02 | では続いて、 |
| 1:25:04 | 13条、すいません、原子燃料工業カミムラでございます。先ほどちょっとお話をさせていただきました自動式消火設備のアクセスルートの件でございますけれども、 |
| 1:25:16 | すみません事業許可の方でもですね、こちらの方では、やっぱり第内部火災の方で、 |
| 1:25:23 | 整理をされているというところの整理でございましたので特に避難通路とかですね他の条項には多分貼れないというふうに考えますので、先ほどの11条をですね、 |
| 1:25:35 | 技術基準での11条での整理で間違いない、問題ないかなというふうに考えます。すいません。以上です。ありがとうございます。 |
| 1:25:51 | とでは10、 |
| 1:25:53 | 13条、安全避難通路に移りたいと思います。 |
| 1:25:57 | 安全避難通路を安全に持つ。 |
| 1:26:03 | やっぱりさっきおける、 |
| 1:26:06 | 規制庁富井ですけども安全避難通路を続けてやりたいと思います。 |
| 1:26:12 | 安全避難通路のデッキのところですけども、 |
| 1:26:16 | 大きく分けて3点あると思ってまして、 |
| 1:26:20 | まず一つ目ですけども、建物構築物には、 |
| 1:26:25 | 容易に識別できる避難通路を設置する設計としていると理解してます。 |
| 1:26:31 | あれ、本店いかがでしょうか。 |
| 1:26:35 | 原子炉工業荒谷でございますはいそういう設計してございます。 |
| 1:26:41 | で受けて2点目と3点目続けてお伝えしますけども、 |
| 1:26:45 | まず2点目で、建物構築物の避難通路には、 |
| 1:26:49 | 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に備えて、 |
| 1:26:55 | 非常用発電機またはバッテリーから電気を供給できる非常用照明及び誘導灯を設置する設計としている。 |
| 1:27:06 | 続けて3点目を越してお伝えしますけども、 |
| 1:27:10 | 設計基準事故が発生した場合に用いる専用電源を備えた |
| 1:27:15 | 可搬型照明を第1加工、同第二課講堂等に分散して設置する設計としている。 |
| 1:27:23 | と移管しております。本店いかがでしょうか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:27:27 | 原子炉工業ワラタニでございます 1 点目は花井そういう設計してございます。 |
| 1:27:33 | 2 点目 3 点目ですが、可搬式の投光器ですけれども、 |
| 1:27:40 | 高台に高台とか事務所系統にですね 1 台と、あと第 1 加工と第 2 加工と、第 1 廃棄物等第 3 廃棄物を第 5 廃棄物等という形で、 |
| 1:27:53 | そちらは共通で 1 台ということにしてございます。 |
| 1:27:59 | 以上でございます。 |
| 1:28:01 | 規制庁でってわかります。そうすると先ほど最後にあった可搬型照明につきましては通常置いている分、場所は、 |
| 1:28:10 | 事務棟と、 |
| 1:28:13 | どっかになるっていうこと。 |
| 1:28:16 | 为什么呢。具体的に通常時置いてる箇所ってというのは、ちなみなどの同等になる。 |
| 1:28:22 | でしょうか。 |
| 1:28:24 | 原子燃料工業荒谷でございます。 |
| 1:28:29 | まず投光器ですけど東郷ケア敷地内に 2 台ございまして、1 台は高台、1 台は第 2 加工棟の近傍に設置してございます。あとそれ以外にですね、 |
| 1:28:40 | 可搬型の照明器具というのは、準備しておりますけどそれらは、各加工施設に適量ずつ配置というふうにしてございます。 |
| 1:28:50 | 以上でございます。 |
| 1:28:52 | 丁重津田わかりました。了解です。 |
| 1:29:03 | 続いて 14 条安全機能を有する施設ですけどこれは鴨田さん。 |
| 1:29:10 | 川村さん大丈夫ですか、これ。 |
| 1:29:13 | はい、わかりました。規制庁の河村です。 |
| 1:29:17 | それでは 17 条の安全機能を有する施設のほう確認させていただければと思います。 |
| 1:29:25 | こちら二つ確認させていただきたいんですけども、 |
| 1:29:29 | まず一つ目としまして建物構築物及び設備機器は、 |
| 1:29:36 | 通常時及び設計基準事故時の温度、湿度、圧力及び放射線環境下において、安全機能を発揮することができる設計としていると。 |
| 1:29:48 | 理解しておりますがこの点、よろしいでしょうか。 |
| 1:29:53 | はい。原子量工業荒谷でございますはい。そういう設計してございます。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:29:59 | はい。ありがとうございます。規制庁河村です。続いて2点目ですけども、 |
| 1:30:06 | 建物構築物及び設備機器は、安全機能を確認するための検査または試験及び安全機能を健全に維持するための保守または修理が可能な、 |
| 1:30:19 | 空間とアクセス性を備える設計としていると。 |
| 1:30:23 | いうふうに理解しておりますがこの点、よろしいでしょうか。 |
| 1:30:33 | 現行のでございます。はい。その記載で特に問題ございません。 |
| 1:30:38 | はい。ありがとうございます。 |
| 1:30:41 | 十四条に関しましては以上になります。申請書中では |
| 1:30:50 | 他施設との共用等ありましたけども、 |
| 1:30:53 | そちらについては |
| 1:30:58 | 電源容量の方で見てますので、 |
| 1:31:01 | 14条の方では東京檀。 |
| 1:31:05 | クルー。 |
| 1:31:08 | こちらで述べることはないかなというふうに整理しております。私の方からは以上になります。 |
| 1:31:23 | 規制庁詰めてありがとうございました。 |
| 1:31:33 | すみません、先ほどちょっと13条のところ、13条の安全避難通路のところ、すみませんのための確認をさせていただければと思うんですが、熊取は大丈夫でしょうか。 |
| 1:31:44 | 原子燃料工業でございます。よろしく申し上げます。以上です。 |
| 1:31:49 | 先ほどのさっきの専用電源を備えた可搬型照明っていうところなんですけど、 |
| 1:31:54 | 一応我々の意図するところだと、可搬型エンジン駆動証明なんかを含め、 |
| 1:32:00 | 以外でもですねヘッドライトとか、可搬型代替の難しく言えば専用電源をされた可搬型照明といえるかなと考えて、それらの例えば申請書で言えば、 |
| 1:32:13 | 2059ページ、一覧表がありますけども、 |
| 1:32:18 | 緊急設備可搬型照明として登録される設備、もう全体的に専用電源なり高圧照明と、 |
| 1:32:27 | ベース。 |
| 1:32:28 | それらが設置場所としては、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:32:31 | 第1加工棟だったり第二課講堂等に分散しているというところで、一応考えてるんですけどもそういう理解の場合は議会だと、 |
| 1:32:43 | 正しいというか、 |
| 1:32:46 | 事実誤認はないっていうふうな理解でよろしいでしょうか。 |
| 1:32:51 | はい原子燃料工業ワラタニでございますただいただきました2006、59ページですね表2の他の5の別表というところ、そこに我々の設置するもの、記載してございますんで、 |
| 1:33:05 | そういう、1A趣旨での |
| 1:33:09 | いやそういう趣旨でしたら、はい特に問題ないと考えてございます。以上でございます。 |
| 1:33:14 | 以上です。すみませんありがとうございます。 |
| 1:33:17 | ちょっと。 |
| 1:33:19 | すいません、16条の、 |
| 1:33:21 | 半島設備の方に移りたいと思います。 |
| 1:33:28 | 16条ですけども、 |
| 1:33:30 | 発電機ですけども、 |
| 1:33:32 | また |
| 1:33:34 | 今回の第5次新製品、 |
| 1:33:36 | おいて、 |
| 1:33:37 | 診察申請されている伴豊設備。 |
| 1:33:41 | 核燃料物質を搬送する粉末缶、伊佐駅、 |
| 1:33:46 | それからペレットファンラック等につきまして、ペレット保管ラックE型リフター等につきましては、 |
| 1:33:52 | 許可に記載した方針に基づきまして、 |
| 1:33:56 | 必要な量の各電量物質を搬送する能力を有しており、 |
| 1:34:01 | 動力の供給が停止した場合に、ブレーキが動作することにより、核燃料物質を安全に放流する機能を有している設計であると理解しておりますが、いかがでしょうか。 |
| 1:34:20 | 羽根高野でございます。その記載で特に問題ございません。 |
| 1:34:24 | 規制庁梅津ありがとうございますあとちょっとそこで、さっき、今のところちょっと、念のためですけども、 |
| 1:34:29 | 我々今回の申請内容は第5次申請の範囲で改造がある、搬送設備の例として、粉末缶伊佐駅、それからペレット半田って言い方リフターというものをちょっと考えてるんですけども、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:34:41 | これら二つについては今回の申請で改造があるという認識で、間違いありません。 |
| 1:34:49 | 根井河野でございます改造を行うということで間違いございません。 |
| 1:34:53 | 規定上ですはい、ありがとうございます。 |
| 1:34:56 | 16条は終わりました、 |
| 1:35:00 | 続いて18条の警報設備等、 |
| 1:35:05 | のところに移りたいと思います。 |
| 1:35:11 | 並行設備ですけども、 |
| 1:35:18 | ここでもちょっと我々の理解上もわかんない簡単にまとめておりました、 |
| 1:35:25 | 本申請に係る建物構築物、それから設備機器の設計におきましてはですね、 |
| 1:35:32 | これ教官に記載している方針等に基づいて、臨界ですとか、火災水閉じ込め、 |
| 1:35:40 | に関する部分につきまして、 |
| 1:35:42 | 警報装置、それからインターロックを設置し、する設計としていると。 |
| 1:35:48 | 理解しております。 |
| 1:35:49 | が、ざっくりしてますけど、表いかがでしょうか。 |
| 1:35:57 | ネンコウカミムラでございます。その記載で問題ございません。 |
| 1:36:01 | 成長全数ありがとうございます。 |
| 1:36:04 | 続いては、 |
| 1:36:07 | 20条廃棄施設等23条換気設備を、医師職単にやりたいと思って、 |
| 1:36:15 | 河村さんお願いします。 |
| 1:36:23 | はい。規制庁の河村です。 |
| 1:36:26 | 続きましてそれでは20条の排気設備と合わせて23条の換気設備について、確認させていただければと思います。 |
| 1:36:38 | こちらにつきまして2点。 |
| 1:36:40 | 確認をいたします。1点目ですけども、第2加工棟及び第1廃棄物調合等の気体廃棄設備は、 |
| 1:36:51 | 必要な廃棄及び換気能力を有し、容易に取りかえが可能なフィルタリングと設置する設計としているというふうに理解しておりますがこちらよろしいでしょうか。 |
| 1:37:07 | 原燃工カミムラでございます。はい。ご理解の設計で結構でございます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:37:12 | はい。ありがとうございます。続いて2点目ですけども、 |
| 1:37:16 | こちらと、新たに設置するダンパーに関しましてですが、 |
| 1:37:22 | 機械排気設備は、給排気ダクトの屋外との旧境界部に、 |
| 1:37:29 | 逆流による気体廃棄物の屋外への拡散を防止するため、 |
| 1:37:35 | 運転状態と連動して閉止する。 |
| 1:37:39 | 閉じ込めダンパーを設置する設計としていると認識しておりますが、こちらよろしいでしょうか。 |
| 1:37:49 | 現行カミムラでございます。はい。後、記載の通りで問題ございません。 |
| 1:37:55 | はい。ありがとうございます。20条と23条については確認事項は以上になります。 |
| 1:38:05 | 図ミスありがとうございます。 |
| 1:38:07 | では続いて、遮へいをお願いし、 |
| 1:38:11 | 規制庁のスズキです。 |
| 1:38:13 | 22条の遮へいについて、 |
| 1:38:17 | 確認さしてください。 |
| 1:38:20 | 建物構築物の主要寸法の変更後において、 |
| 1:38:25 | 通常時における加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界の線量が、 |
| 1:38:35 | 最大 9.7×10 のマイナス2乗 mSv 。 |
| 1:38:40 | 年当たりですね、なって、 |
| 1:38:43 | これ |
| 1:38:44 | 当然 |
| 1:38:46 | 次、加工の事業変更箇所に記載した基本設計方針に基づいてるってことですけども、 |
| 1:38:52 | 線量告示で定める、 |
| 1:38:55 | 周辺監視区域外における線量限度、1Bシーベルトパー年っていうのを下回る設計としているっていう理解でよろしいでしょうか。 |
| 1:39:05 | いじれる工業フジワラです。ご理解の通りで問題ございません。 |
| 1:39:11 | はい。 |
| 1:39:14 | 以上です。 |
| 1:39:15 | 古木です。 |
| 1:39:20 | 規制庁内海です。ありがとうございました。 |
| 1:39:23 | では残りは20条と25条ですけども、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:39:29 | まず 20 条の非常用発電機の部分を、 |
| 1:39:33 | やらしていただきたいと思います。 |
| 1:39:37 | あと非常用発電機につきましてはですね、 |
| 1:39:41 | 今回申請にある非常用発電設備につきましては、 |
| 1:39:46 | 許可の内容方針に基づきまして、 |
| 1:39:50 | 新たに接続する放射線管理施設、これはモニタリングポストを考えてま すが、 |
| 1:39:56 | それから緊急設備。 |
| 1:39:59 | これは非常用照明という同等と理解してます。 |
| 1:40:02 | これらにも、新たに接続する放射線管理設備等緊急設備の、 |
| 1:40:08 | 負荷を考慮しても、十分に余裕のある発電容量を有する設計であると理 解しておりますがいかがでしょうか。 |
| 1:40:20 | 高野でございます。ご理解の通りで問題ございません。 |
| 1:40:25 | 規制庁、内海です。ありがとうございます。 |
| 1:40:27 | では続いて 25 条の通信連絡設備の方をやらしていただきたいと思いま す。 |
| 1:40:38 | まず構造材の通信の話ですけども、 |
| 1:40:42 | 設計基準事故が発生した場合において、工場等内の人に対して必要な指 示を行うため、 |
| 1:40:50 | 多様性を確保した所内通信連絡設備、 |
| 1:40:54 | これは放送設備、電話交換機、所内携帯電話等と考えてますが、この所 内通信連絡設備を設置する設計としている。 |
| 1:41:04 | と理解してます。 |
| 1:41:06 | また続けますけども、同じく設計基準事故が発生した場合において、 |
| 1:41:12 | 加工施設外の必要な場所と通信連絡ができるよう、 |
| 1:41:17 | 多様性を確保した障害通信連絡設備。 |
| 1:41:21 | これはファクシミリ携帯電話、衛星携帯電話、緊急時有線電話等と考 えてますが、 |
| 1:41:30 | この多様性を確保した障害の通信連絡設備を、 |
| 1:41:34 | 緊急対策本部法案等及び事務棟に設置する設計としている、理解してま すがいかがでしょう。 |
| 1:41:47 | 原子燃料工業荒谷でございます。今、ただいまのはい。お話いただいた 設計をしてございます。以上でございます。 |
| 1:41:55 | はい規制庁全員ありがとうございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:41:59 | 規制庁魚住ですけども一通り条文は、状況ごとに、こちらの理解を伝え確認したところですけども、 |
| 1:42:07 | 衛藤千葉後で、 |
| 1:42:09 | こちら調べるところだったところについて、お伺いしたいんですけども。 |
| 1:42:15 | まず |
| 1:42:18 | 外部事象、旧八条のところの竜巻の屋外 |
| 1:42:24 | じゃなくての配管の各部に発達が、地震 2、 |
| 1:42:28 | に対する責任放管されるってところの、 |
| 1:42:31 | 話ですけども、この辺でご確認の状況いかがでしょうか。 |
| 1:42:38 | 連絡をカミムラでございます。ご指摘のところの確認取れました。 |
| 1:42:43 | えっとですねこれはまず先に結論から言いますと包含はできるような関係にはなってございません。これ菅。 |
| 1:42:51 | 伴の形とかですにもよるんですけども比較的軽いものほど、 |
| 1:42:55 | 建物っていうかね径が小さいものほど、 |
| 1:42:58 | 立間キーの風圧力のほうが厳しくなる傾向にあるということと、あと耐震重要度分類の一類 2 類 3 類でございますけれども、風圧力竜巻の方は耐震重要度分類関係ございませんので、 |
| 1:43:12 | 第 3 類になれば、下地震力の方、想定がですね低くなればなるほど風圧力の方が厳しくなるようなそういった傾向がございますので、必ずしも包含できるというような格好にはなってございません。 |
| 1:43:26 | 設工認の申請書上ではですね、附属書類の方ですね田崎の評価の基本方針書の方でですね、配管に関しては、風圧力での標準支持間隔等ですね、そういった |
| 1:43:40 | 許容支持間隔というものを記載して地震力と両方成立するような支持間隔で設置するというような方針と、設計としてございます。 |
| 1:43:51 | 以上でございます。 |
| 1:43:53 | 規制庁清さんは市岡伊佐の竜巻地震に対する接近保管されたのは、と言えないということで、了解です。 |
| 1:44:06 | 原子燃料工業フジワラです。あとあれですかね溢水の防護対象設備、 |
| 1:44:12 | の、 |
| 1:44:14 | ですけどよろしいでしょうか。どうぞお願いします。 |
| 1:44:17 | 溢水ですね防護対象設備はですね、基本方針 1 の基本方針書 3642 ページですね。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:44:30 | こちらにですね、許可、 |
| 1:44:33 | の表をそのまま、 |
| 1:44:36 | ございますが、表 1 にですね、防護対象設備というのがございます。 |
| 1:44:41 | ここにはですね浦を取り扱う設備と、あと、連続焼結炉、これは徳田市で、あと気体廃棄設備、これらの強いものがですね、防護対象設備になっておりまして、 |
| 1:44:55 | 真子 0 につきましてはですね、 |
| 1:45:01 | 等ですね、ちょっと待ってください。 |
| 1:45:05 | これらにつきましてはですね |
| 1:45:08 | その番とか、そういったものもですね、今の設備内に含まれるということですね。 |
| 1:45:18 | どこでしたっけその 3641 ページにですね、 |
| 1:45:25 | 例えば焼結炉の機能維持ということではですね電気計装盤もですね含むというように、なぜ 641 の閉じ込め |
| 1:45:33 | のところにも記載しておりまして、気体廃棄設備についても一緒ですね。 |
| 1:45:37 | そういった形、書いております。 |
| 1:45:39 | だから坂につきましてはですね、これらの二つの設備についてはですね、防護対象設備という位置付けになりますが、 |
| 1:45:49 | 先ほどおっしゃられたようなですね、 |
| 1:45:52 | 電気火災という観点でいきますとですね、 |
| 1:45:56 | それは水の中の一般的な対策事項ということですね。 |
| 1:46:02 | こちらは一応、基本方針書の方には記載してですねそれが反映されているところなんです、例えばですね、 |
| 1:46:13 | 3600、 |
| 1:46:17 | 修正 3666 ページ基本方針書のこちにですね、電気火災の発生防止ということで、これは防護 |
| 1:46:28 | 対象設備とは別にですね、一般的な対策という、いう形で記載しているものでございます。 |
| 1:46:35 | だから坂に対しましてはですね、 |
| 1:46:40 | 防護対象設備の盤とですね、そうでない盤が存在してて対策としては結局一緒のような形になるんですが、ちょっと位置付けは変わってくるところでございます。 |
| 1:46:52 | 以上です。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:46:57 | 規制庁ですよ。はい。防護対象設備でバーが対象になってるのは、連続焼結炉と、はい。 |
| 1:47:07 | のもののみということで、了解ですわかりましたありがとうございます。 |
| 1:47:21 | 原子燃料工業のカノメでございます。ちょっとよろしいでしょうか。大丈夫です。 |
| 1:47:28 | はい。 |
| 1:47:29 | ただいまいろいろ動向ごとにご確認いただいたと思うんですけども、例えば例えばといいますか、19条、放射線管理施設、 |
| 1:47:38 | 等については何か確認事項等ございますでしょうか。すみません今回我々が確認事項をお伝えしていない条文、今ご紹介ありました放射線交換とかそうですけども、そこにつきましては、 |
| 1:47:56 | 江藤家結論からの確認が不要でして、 |
| 1:48:01 | 何ていうか新規性前とあんまり要求も変わってなかったり工事が発生しない部分につきましては関連確認不要という形で整理してますので、すみません、ちょっとそれでよかったんですけど |
| 1:48:12 | 今回押さえ、1階上部につきましては管確認事項はなしということで、 |
| 1:48:16 | よろしくお願いします。 |
| 1:48:20 | ゲンデンコウカノメでございます。失礼いたしました |
| 1:48:23 | 理解いたしました。ありがとうございます。 |
| 1:48:30 | 症状待ちだけだと。 |
| 1:48:39 | 90 |
| 1:48:42 | あれはもういい。 |
| 1:48:44 | こっちの話。 |
| 1:48:45 | そっちの火災の方が主。 |
| 1:48:48 | 内田さん、おそらく尾川も調べて、浅井さん。 |
| 1:48:52 | じゃ、じゃあごめんなさい、赤瀬一穂これ自身はやっぱりその通りなんです、 |
| 1:48:59 | だから一緒事なんで、今まで文章分けた方がちゃんとしたときに、何かいいものがガチャンの仕方だと、確かに |
| 1:49:10 | 全部対象なっちゃう、達しているように読めるよね。 |
| 1:49:15 | だー |
| 1:49:16 | にするんだらうなあとは思ったけどね2分にしたんだよね。それで、はい。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:49:23 | ちょっとここは修文すればあれですね溢水量で、僕は設計の溢水量の想定の方、やり方のところガイドと違って、今は全部赤字で見えるけどっていうところはちょっとそこは、 |
| 1:49:36 | 前の文章を収蔵すればいいかなって、 |
| 1:49:39 | 僕も思ったけど今ので、 |
| 1:49:43 | やっぱ無理かなっていうので、コーナン何回か読み直したんでさらに、 |
| 1:49:48 | 含めてっていう含めてって言っちゃってるから、 |
| 1:49:53 | うちを含めてだと、さらに含めると、合算したものに対して金含めて読めちゃうんだっていう、 |
| 1:50:00 | もう |
| 1:50:04 | 含めれば、溢水量についても、とかなんか、そういう言い回しにすればいいかなとは、 |
| 1:50:11 | 1回手紙なんかいろいろ書いて、 |
| 1:50:17 | そうだね。 |
| 1:50:19 | ついても、粗相だね。もともと基本方針に基づいて保守的に設定しているみたいな文章だよ。単品にしてたんだよ。 |
| 1:50:30 | だからくっつけるって話だと、何か含めて劣って、何かこう合算されないようなイメージにしてくれりゃいいだけの話だよ。 |
| 1:50:40 | ただ上の大場対象施設施設設定すけど、これは電気屋側の場合に、連続焼結炉等ってつければ終わりかなって。 |
| 1:50:49 | 会長が連続測定する機械のみが、 |
| 1:50:52 | うん。 |
| 1:50:53 | 方を学会等でまとめちゃえば、 |
| 1:50:56 | 電気計装盤の前に、2連続焼結炉等の、それをつけないと、幅広く読めるからやったことです。 |
| 1:51:06 | これを対象が連続焼結機械の機械の電気ヨーロッパのみ。 |
| 1:51:18 | すいません。水冷その隔離弁ということ言葉が、①なんですけども、隔離前っていうのは、申請書でひっかからない。 |
| 1:51:27 | 何か、どっちが違うところでしたっけ。 |
| 1:51:31 | 隔離弁という言葉の、 |
| 1:51:34 | 申請書の中全体検索しても、 |
| 1:51:37 | これは書いてましたっけ。ごめんなさい。丸井。 |
| 1:51:40 | (2)の①ですね。 |
| 1:51:44 | 2行目、各自の閉止操作、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:51:49 | 何か違う言葉なのかなと。 |
| 1:51:56 | 目が閉まるのは、玉掛けところから聞かないで燃取の使い方の問題で、 |
| 1:52:03 | 弁が閉まるので100%そうなんすけど、それが隔離弁とか何とかって いうところで多分、 |
| 1:52:08 | 多分いろいろあった年間に、この辺は簡略化して管理課がいる。 |
| 1:52:14 | 緊急遮断弁の話です。 |
| 1:52:17 | 閉める。 |
| 1:52:19 | 指導弊社としては生まれれば、流れてるものが系統残ってるものだけになるから、それが流れ切って提示するまでとか、 |
| 1:52:29 | 一般、一般用語として隔離弁という言い方にしたのかなと思うんすけど ちょっと伺いたい。 |
| 1:52:36 | 何かちょっと微妙に違う。 |
| 1:52:43 | だけ言っても、上川大丈夫。 |
| 1:52:46 | これ4時からそうなって、 |
| 1:52:49 | じゃ、ご覧。 |
| 1:52:51 | 持ってきてあげる。なるほど。 |
| 1:52:56 | んな、書いてないんじゃないかといひんすけども、 |
| 1:53:03 | 過去のやつは存続して、 |
| 1:53:09 | 休日、バックワード生きてない。 |
| 1:53:15 | 緊急遮断 |
| 1:53:18 | 勇者だ。 |
| 1:53:21 | 医者べ。 |
| 1:53:25 | ちょっと隔離弁はこちらで調べればいいか。そうですね。 |
| 1:53:30 | 辨野100%。 |
| 1:53:39 | とりあえず、 |
| 1:53:42 | i P h o n eで、 |
| 1:53:43 | 形かなと課題の方でちょこちょこ、 |
| 1:53:47 | コメントいただきましたフード部は、難燃性に不燃性もありますので、 頭をつけた |
| 1:53:53 | 連続ショップの4番の自動火災消火設備は、制御盤。 |
| 1:53:57 | でもいいか。 |
| 1:54:00 | ここは、 |
| 1:54:04 | この |
| 1:54:06 | 改新って何かありましたっけ、アイシンわーない。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:54:12 | 問題じゃない。 |
| 1:54:20 | 全体通してですね。 |
| 1:54:24 | こういう影響計、 |
| 1:54:26 | 軽減って <input type="text"/> っていう非解消。 |
| 1:54:30 | で、審査書、 |
| 1:54:32 | 以上。 |
| 1:54:35 | 松倉。 |
| 1:54:37 | 審査書、審査書 |
| 1:54:41 | 今日、 |
| 1:54:43 | そう。 |
| 1:54:49 | 許可で定める値、 |
| 1:54:51 | これ。 |
| 1:54:56 | ドナーカードってでも負けないだっけ。 |
| 1:55:03 | ちょっと確認してます。 |
| 1:55:05 | で取り組むっていうか、ない。 |
| 1:55:11 | 本間図を出したんだよね。 |
| 1:55:16 | その時に 600 は大丈夫。 |
| 1:55:19 | わかんない。ちょっと申請者の勾配は見ないと。水井。 |
| 1:55:26 | <input type="text"/> |
| 1:55:30 | そうです。 |
| 1:55:31 | 連続焼結炉に早くと。 |
| 1:55:34 | とかメガフロートとか連絡でやってこうだ。 |
| 1:55:37 | でも普通は 600 ものなんすけど、連続焼結だけ s h a l l にやる事じゃない。 |
| 1:55:42 | やりますよ。 |
| 1:55:44 | 以上超える、 |
| 1:55:48 | 聞いたところ、微妙じゃないんじゃないんだ。 |
| 1:55:52 | <input type="text"/> だけど多分 <input type="text"/> 幾つ。 |
| 1:55:58 | と思いましたが、 |
| 1:56:06 | それで今事業者にはあったんですけど、何かな、なければ、 |
| 1:56:10 | なければいいんじゃない最後に、今急いで確認してもらってるけれども、今一度多分録音してるだろうから、何かあれば、きちんと確認していただいて、 |
| 1:56:22 | んであれば、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:56:28 | うん。 |
| 1:56:30 | 規制庁梅澤さんを渡しましたまずちょっと規制庁側で何か確認事項ある人、リモートの方も含めていらっしゃいますか。 |
| 1:56:40 | あればご発言をお願いします。 |
| 1:56:46 | ありません。はい。了解です。はい。特にね、本庁が求めない、ございませんので、 |
| 1:56:54 | ございませんが、 |
| 1:56:58 | 規制庁内海ですけども先ほど我々が伝えた確認事項につきまして、何か事業者側でこの後、気づきとか、 |
| 1:57:07 | 何か実は間違っていましたみたいな話があれば、 |
| 1:57:12 | 時間を置かず我々には電話等でご連絡いただければと思いますんで、すいませんがよろしくお願ひ |
| 1:57:22 | 原子燃料工業でございます。承知いたしました。 |
| 1:57:25 | はい。金城清宮区では、 |
| 1:57:29 | 成長側からも特段ございませんが、何か事業者側から |
| 1:57:33 | 伝えること等ございますでしょうか。 |
| 1:57:39 | 原子燃料工業でございます。事業者側からも特にございません。 |
| 1:57:43 | 規制庁、内海です。 |
| 1:57:46 | では、これで本日の面談を終了したいと思います。本日はありがとうございました。 |
| 1:57:52 | ありがとうございました。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。